

昭和三十八年農林省令第五号

漁業の許可及び取締り等に関する省令

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三章及び第六十五条第一項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びに漁業法第三章、第七十四条第一項及び第三項並びに第三百三十四条第一項並びに水産資源保護法第三十条の規定を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 大臣許可漁業

第一節 通則（第二条—第二十六条）

第二節 沖合底びき網漁業（第二十七条）

第三節 以西底びき網漁業（第二十八条）

第四節 遠洋底びき網漁業（第二十九条—第三十条）

第五節 東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）

第六節 大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）

第七節 太平洋底刺し網等漁業（第三十二条の二・第三十三条）

第八節 大中型まき網漁業（第三十四条—第四十三条）

第九節 基地式捕鯨業（第四十四条—第四十六条）

第十節 母船式捕鯨業（第四十七条—第五十条）

第十一節 かじき等流し網漁業（第五十一条—第五十四条）

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）

第十三節 かつお・まぐろ漁業（第五十六条—第六十三条）

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条—第六十六条）

第十五節 北太平洋さんま漁業（第六十六条の二）

第十六節 日本海へにずわいがに漁業（第六十七条—第六十九条）

第十七節 いか釣り漁業（第六十九条の二）

第三章 知事許可漁業

第一節 総則（第七十条—第七十一条）

第二節 小型機船底びき網漁業（第七十二条—第七十五条）

第三節 小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）

第四章 届出漁業（第七十七条—第八十二条）

第五章 漁業調整に関するその他の措置（第八十三条—第一百二条）

第六章 雑則（第一百三—第一百六条）

第七章 罰則（第一百七—第一百二十条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条に規定する条約区域をいう。

二 東部太平洋条約海域 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）第三条に規定する条約水域をいう。

三 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する区域をいう。

四 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する条約区域をいう。

五 北西大西洋条約海域 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条に規定する条約区域をいう。

六 北太平洋条約海域 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第一条（f）に規定する条約水域をいう。

2 この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

一 ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フィリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域 太平洋の海域

二 マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカダイブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域 インド洋の海域

三 アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、パフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンデイ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域 大西洋の海域

第二章 大臣許可漁業

第一節 通則

（大臣許可漁業の種類）

第二条 漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 沖合底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業

二 以西底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三 遠洋底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

四 東シナ海はえ縄漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

五 大西洋等はえ縄等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業（第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。）

六 太平洋底刺し網等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄又は底刺し網を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

七 大中型まき網漁業 総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあつては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

八 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）

九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となつて行う漁業であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの

十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業

十一 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業

十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

十五 ずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業
ロ 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
ハ 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号又は第四号に掲げる海域において動力漁船により固定式刺し網又はかごを使用して行う漁業

十六 日本海べにずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

第三條 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）による漁船の登録の謄本
二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し
三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面
六 法第四十一条第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類
八 申請が法第四十五条の規定によってする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

九 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認められる書類の提出を求めることができる。

十 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

（起業の認可の申請）
第四條 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による船舶件名書
二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類
三 申請が法第四十五条の規定によってする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

四 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合）
第五條 許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第六條 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

第七條 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数
二 漁業時期
三 漁業区域
四 漁具の種類その他の漁業の方法

第八條 法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなった大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

第九條 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。
（変更の許可の申請）
第十條 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 大臣許可漁業の種類
- 三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称
- 四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- 七 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 八 起業の認可の変更の許可）
- 九 第十一条 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。
- 十 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 十一 相続又は法人の合併若しくは分割の届出）
- 十二 第十二条 法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならぬ。
- 十三 第十三条 法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。
- 十四 第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 十五 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報
 - 三 許可番号
 - 四 報告の対象となる期間
 - 五 漁獲量その他の漁業生産の実績
 - 六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
 - 七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
 - 八 財務の状況
 - 九 その他必要な事項
- 十六 第三 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。
- 十七 第十五条 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）とする。
 - 一 許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
 - 二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - 三 当該船舶を特定することができる情報
 - 四 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- 十八 法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

- 十九 第十六条 法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。
- 二十 第十七条 許可証の書換え交付の申請）
- 二十一 第十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。
- 二十二 前項の申請が船名又は船舶の総トン数の変更に係るものである場合には、漁船法による漁船の登録の謄本又は船舶安全法に基づく船舶検査證書の写しを添えなければならない。
- 二十三 第十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。
- 二十四 第十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。
 - 一 第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
 - 二 法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
 - 三 法第四十七条の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
 - 四 法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。
 - 五 法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。
 - 六 この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつている場合において、当該許可をしたとき。
- 二十五 第二十條 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失ひ、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。
- 二十六 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 二十七 第二十一条 許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。
- 二十八 第二十二条 許可を受けない船舶の使用禁止）
- 二十九 第二十三条 許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営んではならない。
- 三十 第二十四条 許可を受けた者は、漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該大臣許可漁業の漁獲物又はその製品（第四十七条の規定による許可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。）の陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に当該大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。ただし、あ

らかじめ農林水産大臣の許可を受けたとき、又は暴風雨その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(位置等の報告義務)

第二十五条 許可に係る船舶の船長は、汎地球測位システムに係る端末の使用その他の方法により常にその位置を明らかにしておかなければならない。

2 許可に係る船舶の船長は、この省令に定めがある場合のほか、農林水産大臣が大臣許可漁業につき漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定め、又は農林水産大臣若しくは漁業監督官が、漁業調整上必要と認めてインターネットの利用その他の適切な方法による報告を要求した場合には、当該定め又は要求に従って報告しなければならない。

(操業日誌)

第二十六条 許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記録しなければならない。

2 大臣許可漁業(大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業を除く。)の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶の船長は、第一項の規定により同項に規定する事項を記録した操業日誌を当該操業日誌に係る航海の終了後十五日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

4 第一項の操業日誌に第十四条第二項第一号から第六号までに掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該事項については、当該操業日誌又はその写しの提出をもって同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

5 第一項の規定による備付け及び記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつてしなければならない。

6 第三項の規定による提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行わなければならない。

7 前二項の規定は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

第二節 沖合及び網漁業

第二十七条 沖合及び網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一 日本国内の港(第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。)内において転載する場合

二 当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合(第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。)

第三節 以西及び網漁業

第二十八條 前条(第二号括弧書を除く。)の規定は、以西及び網漁業について準用する。

第四節 遠洋及び網漁業

(信号符字を表示しない船舶の使用禁止)

第二十九條 遠洋及び網漁業の許可を受けた者(以下「遠洋及び網漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶(以下この条及び次条において「遠底船舶」という。)の船体の両げん側及び

甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十條 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域(ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条(第三十三条において準用する場合を含む。))及び第六六条において同じ。)を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋及び網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のため許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

(漁獲物等の転載制限)

第三十條の二 遠洋及び網漁業者は、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品(以下この条及び次条において「漁獲物等」という。)を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶(以下この条及び次条において「遠底船舶等」という。)から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の二の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(転載の届出)

第三十條の三 遠洋及び網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物等を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物等を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 当該転載の年月日
 - 二 当該転載を行う港の名称又は海域
 - 三 当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量
 - 四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号
 - 五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符字
- 2 遠洋及び網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第五節 東シナ海はえ縄漁業

第三十一條 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第六節 大西洋等はえ縄等漁業

第三十二條 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶(以下この条において「許可船舶」という。)の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第七節 太平洋底刺し網等漁業

(信号符字等を表示しない船舶の使用禁止)

第三十二條の二 太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋条約海域においては、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「J P

「」を付したものを（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

（準用規定）

第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものを写しを当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海及び北太平洋条約海域においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字等を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（聴守義務）

第三十六条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二百八十二キロヘルツ又は百五十六・八メガヘルツの周波数で聴守をしなければならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十七条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げるもの）と認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該許可に係る当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（中西部太平洋条約の乗船）

第三十八条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

4 中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐる類等地域漁業管理機関（まぐる類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十九条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（運搬船の届出）

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

2 大中型まき網漁業者は、前項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（火船等の届出）

第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

二 火船又は魚探船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2 大中型まき網漁業者は、前項の火船等届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（陸揚げ又は転載の届出）

第四十二条 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七号第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該陸揚げ又は転載の年月日

二 当該陸揚げ又は転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域

三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

四 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

2 大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（さめ、かじき、又はいとまきえい科の販売の禁止）

第四十三条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域においてさめ（くろとがりざめ及びびごれに限る。以下この条において同じ。）を採捕し、インド洋協定海域において体長六十センチメートル未満のかじき（まかじき、しろかじき、にしくるかじき及びびしょうかじきに限る。以下この条及び別表第四のかつお・まぐる漁業の項第十六号において同じ。）を採捕し、又は中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該さめ、かじき又はいとまきえい科を販売してはならない。

（漁獲物等の転載制限）

第四十三条の二 第三十条の二の規定は、大中型まき網漁業に準用する。ただし、中西部太平洋条約第三十三条の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りでない。

第九節 基地式捕鯨業

（捕獲の制限）

第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者（以下「基地式捕鯨業者」という。）は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(鯨体処理場の使用の許可等)

第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

3 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)
第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

第十節 母船式捕鯨業
(母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限)
第四十七条 母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(捕獲の制限)
第四十八条 母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(捕獲鯨の表示及び報告)
第四十九条 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

第五十条 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判断の都度、これに併記しなければならない。

- 一 処理開始の日時
- 二 体長
- 三 性別
- 四 乳分泌の有無
- 五 胎児の性別及び体長
- 六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上あごの先端(まっこう鯨にあっては、頭の最先端)から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第十一節 かじき等流し網漁業

(船舶の塗装)
第五十一条 かじき等流し網漁業の許可を受けた者(以下この節において「かじき等流し網漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(浮標の標識等)
第五十二条 かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上・五メートル(別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル)以上の高さに掲げなければならない。

- 一 両端部の浮標 昼間にあっては別記様式第六号による標識及びレーダー反射板(金属製のものに限り。以下同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板
- 二 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標 昼間にあっては別記様式第六号による標識、夜間にあっては白色の灯火

2 前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)
第五十三条 かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

- 一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
- 二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(漁具の制限)
第五十四条 かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

2 かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するために当該漁業に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ(仕立上がりの状態における浮子網の長さをいう。)の合計が当該船舶ごとに三十キロメートルを超えてはならない。

3 かじき等流し網漁業者は、二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業
第五十五条 第三十一条 第五十一条 第五十二条及び前条の規定は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

第十三節 かつお・まぐろ漁業
(塗装しない船舶の使用禁止)
第五十六条 かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者(以下「かつお・まぐろ漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋を、別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる色(当該色の表示の方法が定められている場合にあっては、当該色及びその方法)で塗装しなければならない。当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

(漁具の制限)
第五十七条 かつお・まぐろ漁業者(浮きはえ縄を使用する者に限る。)は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

(採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示)
第五十八条 かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ(大西洋条約海域において採捕されるものに限り。以下同じ。)又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

(漁獲物等の転載制限)

第五十九条 かつお・まぐろ漁業者は、第二十七条各号(総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者)にあっては、第二号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(漁獲物等の国外陸揚げの制限)

第六十条 かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十一条 かつお・まぐろ漁業者(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限り。以下この条において同じ。)は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 当該陸揚げ又は転載の年月日
- 二 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域
- 三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐろの場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 漁獲物又はその製品の量(大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別の大西洋くろまぐろの量を含む。)
 - ロ 当該大西洋くろまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号
- 四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 漁獲物又はその製品の量(みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別のみなみまぐろの量を含む。)
 - ロ 当該みなみまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

- 五 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量
- 六 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号
- 七 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字
- 2 かつお・まぐろ漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしななければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめ(インド洋協定海域、中西部太平洋条約海域及び東部太平洋条約海域において採捕したもの(インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。)に限る。)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。(準用規定)

第六十三条 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。)」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業

(塗装しない船舶の使用禁止)

第六十四条 中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者(以下「中型さけ・ます流し網漁業者」という。)であつて、太平洋の海域(日本海の海域を除く。)を当該許可において操業区域の全部又は一部とするものは、当該許可に係る船舶の船橋(船橋楼がある場合には、船橋楼。以下この項において同じ。)及び船橋と同一の甲板上にあるげんしゅうの外面のうちその下端から五十七センチメートル上方に至る帯状の部分(以下「帯状部分」という。)を白色で塗装しなければならない。

2 第五十六条第二項の規定は、中型さけ・ます流し網漁業に準用する。

(許可番号を表示しない流し網の使用禁止)

第六十五条 中型さけ・ます流し網漁業者は、その浮標に当該許可に係る許可番号を明瞭に表示した流し網以外の流し網を当該漁業に使用してはならない。

(漁獲物等の転載制限)

第六十六条 中型さけ・ます流し網漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

第十五節 北太平洋さんま漁業

第六十六条の二 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

第十六節 日本海へにずわいがに漁業

(塗装しない船舶の使用禁止)

第六十七条 日本海へにずわいがに漁業の許可を受けた者(以下「日本海へにずわいがに漁業者」という。)は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帯状に赤色及び青色で塗装しなければならない。当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 第五十六条第二項の規定は、日本海へにずわいがに漁業に準用する。

(一定の漁具の使用禁止)

第六十八条 日本海へにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

- 一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号(以下この条において「連番号」という。)を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。
- 二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

(一定の浮標の使用禁止)
第六十九條 日本海へにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第十七節 いか釣り漁業

第六十九條の二 第三十條の二、第三十條の三及び第三十二條の二の規定は、いか釣り漁業について準用する。

第三章 知事許可漁業

第一節 総則

(知事許可漁業の種類)

第七十條 法第五十七條第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- 一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業
- 二 小型機船底びき網漁業 総トン数十五トン(別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン)未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
- 三 瀬戸内海機船底びき網漁業 瀬戸内海(法第五十二條第二項に規定する瀬戸内海をいう。)において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。
- 四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

(農林水産大臣が定めることができるその他の事項)

第七十一條 法第五十七條第七項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数
- 二 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度
- 三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の総トン数
- 四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度

第二節 小型機船底びき網漁業

(小型機船底びき網漁業の種類)

七十二條 第七十條第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

- 一 手繰第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業
- 二 手繰第二種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業
- 三 手繰第三種漁業 桁を有する網具を使用して行う手繰漁業
- 四 打瀬漁業
- 五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業

2 前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名称を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

(禁止海域又は禁止期間)

第七十三條 小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めるときは、当該海域又は期間内においては、営んではならない。ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつている水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めるときはこれを告示する。

第七十四條 農林水産大臣が指定する海域においては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、営んではならない。

2 前項の指定については、前条第二項の規定を準用する。

(禁止漁法又は禁止漁具)

第七十五條 二そうびき小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし、農林水産大臣の指定するものについては、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用して営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であつてその指定する海域及び期間内において営むものについては、この限りでない。

3 第一項ただし書及び前項ただし書の指定については、第七十三條第二項の規定を準用する。

第三節 小型さけ・ます流し網漁業

第七十六條 第七十條第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。)に係るものの許可を受けた者(次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。)は、毎年三月十日から六月二十五日まで(政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで)の期間内であれば、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

2 日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海の海域において当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようにしなければならない。

第四章 届出漁業

(漁業の届出)

第七十七條 次に掲げる漁業(以下「届出漁業」という。)を営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示で定める様式による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 沿岸まぐろはえ縄漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

二 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによつてするめいかをとることを目的とする漁業

三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業(次に掲げるものを除く。)

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

ロ 前二号に掲げる漁業

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

3 第一項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定による届出をした者に対し、必要な事項に関し、書面又は口頭による報告を求めることができる。

(漁獲成績報告書等)

第七十八條 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(船舶の塗装)

第七十九條 別表第九の暫定措置水域沿岸漁業等の項の第三号に掲げる海域において届出漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。ただし、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具の制限)

第八十條 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第八十一條 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(操業制限)

第八十二條 届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営んではならない。

第五章 漁業調整に関するその他の措置

(かじき等流し網漁業の禁止)

第八十三條 何人も、別表第十一に掲げる海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつおまぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(さけ・ます漁業の禁止)

第八十四條 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業(中型さけ・ます流し網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業を除く。)を営んではならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて営む場合又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七條第一項又は第九十九條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。

(さんま漁業の禁止)

第八十五條 何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以东の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業(北太平洋さんま漁業を除く。)を営んではならない。

(いか流し網漁業の禁止)

第八十六條 何人も、動力漁船により流し網を使用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(べにずわいがに漁業の禁止)

第八十七條 何人も、別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、動力漁船によりべにずわいがにとることを目的とする漁業(日本海べにずわいがに漁業を除く。)を営んではならない。

(水産動植物の採捕の禁止)

第八十八條 何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

第八十九條 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定第一条(a)に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物(海洋法に関する

国際連合条約第七十七條4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。)を採捕してはならない。

(あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止)

第九十條 南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいを猟獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極のあざらしの保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

(ひげ鯨等の捕獲等の禁止)

第九十一條 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨(この条及び次条において「ひげ鯨等」という。)を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲(混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。)した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び場所

二 鯨の種類

三 漁業の種類及び免許番号又は許可番号(ひげ鯨等を混獲した場合に限る。)

四 処理を開始した日時及び場所

五 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

第九十二條 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者(以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏れつづるおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体に必要なDNA分析(DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等(生きているものに限る。)を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりDNA分析を行ったときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかった者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二條第二項の規定によるDNA分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

(歯鯨の捕獲の禁止)

第九十三條 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨(まっこう鯨を除く。以下この条において同じ。)を捕獲してはならない。ただし、歯鯨(いしいるか(りくぜんいるか型いしいるかを含む。)、かまいるか、すじいるか、はんどういるか(はんどういるか)、またらいるか(あらりいるか)、はなごんどう、こびれごんどう(まごんどう)、おきごんどう、しわはいるか又はかすはごんどうに限る。)をとることを目的とする漁業についての法第五十七條第一項又は第九十九條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

(特定の鯨の捕獲の禁止)

第九十四條 何人も、第九十一條第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(高度回遊性魚類資源の採捕の禁止)

第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条

3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの(以下「高度回遊性魚類資源」という。)を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して高度回遊性魚類資源を採捕した者は、当該高度回遊性魚類資源又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止)

第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合
二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当ての範囲内において採捕する場合

3 第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(運搬船の届出)

第九十七条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数二百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
(北太平洋条約海域における運搬船の届出)

第九十七条の二 北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の二の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、転載を受ける漁獲物又はその製品の原料が、大中型まき網漁業の漁獲物であつて、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であり、かつ、第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するものである場合は、この限りでない。

一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
(まぐろ又ははかじきの採捕の制限)

第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又ははかじきの採捕に従事してはならない。

一 東経百八十度以東の南緯三十五度の線
二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線

イ 東経百八十度南緯三十五度の点
ロ 東経百八十度南緯三十度の点
ハ 東経百二十度南緯三十度の点
ニ 東経百二十度南緯十度の点
ホ 東経百五十度南緯十度の点
ヘ 東経百五十度南緯二十度の点
ト 東経九十五度南緯二十度の点
チ 東経九十五度南緯三十度の点

三 東経九十五度以西の南緯三十度の線
(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第九十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。)において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

(さけ又はますの採捕の制限)
第一百条 赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

(ずわいがにの採捕の制限等)
第一百一条 別表第一のずわいがにが漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがにの未成熟が(一)腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル(別表第十四の上欄に掲げるE海域にあつては、甲幅八センチメートル)未満の雄がにをいう。次項において同じ。)は、採捕してはならない。
2 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに(未成熟がに以外のかにをいう。)は、採捕してはならない。

3 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
(へにずわいがにの採捕等の禁止)
第一百二条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

第六章 雑則

(停船命令)

第一百三十三条 漁業監督官は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第八号による信号旗しを掲げること。
二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（船長等の乗組み禁止命令）

第一百四条 農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（漁業監督官の乗船）

第一百五条 漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

（外国の法令の遵守）

第一百六条 大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合においては、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

2 別表第五の下欄に掲げる者（大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

（外国周辺の海域における船舶の立入禁止）

第一百七条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

（外国周辺の海域における操業等の禁止命令）

第一百八条 農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（鯨体処理場）

第一百九条 鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 鯨体処理場の名称

三 鯨体処理場の設置場所

四 第四十六条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 略歴

ハ 鯨体処理場の建物図面

ニ 鯨体処理場の仕様書

ホ 設置場所及びその付近の図面

二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

ニ 前号ハからホまでに定める書類

（鯨体処理場の条件）

第一百十条 鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏れつすおそれがないこと。

二 第四十六条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

（変更命令等）

第一百一一条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなったときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。

（許可の取消し等）

第一百十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

（鯨体処理状況の記載）

第一百十三条 鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

一 処理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体処理状況報告書の提出）

第一百十四条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（鯨体処理場の廃止の届出）

第一百十五条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

(提出書類の經由機関)

第百十六号 此の省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあつては住所(一)以上ある場合に於ては、主たる住所(地)を、第十六号から第十八号までに掲げるものにあつては漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をい、二以上ある場合に於ては、主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

- 一 遠洋底びき網漁業に関するもの
 - 二 東シナ海はえ縄漁業に関するもの
 - 三 大西洋等はえ縄等漁業に関するもの
 - 四 太平洋底刺し網等漁業に関するもの
 - 五 基地式捕鯨業に関するもの
 - 六 母船式捕鯨業に関するもの
 - 七 かじき等流し網漁業に関するもの
 - 八 東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの
 - 九 かつお・まぐろ漁業に関するもの
 - 十 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの
 - 十一 北太平洋さんま漁業に関するもの
 - 十二 ずわいがに漁業に関するもの
 - 十三 日本海べにずわいがに漁業に関するもの
 - 十四 いか釣り漁業に関するもの
 - 十五 届出漁業に関するもの
 - 十六 沖合底びき網漁業に関するもの
 - 十七 以西底びき網漁業に関するもの
 - 十八 大中型まき網漁業に関するもの
- 2 第六章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。
- 一 第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの
 - 二 第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの
 - 三 第三十条の三(第三十三条、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。)の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十一条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの
- 四 第九十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの
- 第七章 罰則
- 第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条(第二十八条において準用する場合を含む。)、第三十条の二(第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。)、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七十七条又は第九十九条第一項の規定に違反した者
 - 二 第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこ

れらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百十八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。)、又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。)、第三十五条(第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者
- 二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者
- 三 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百十七条第一項、第百十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。ただし、第六十一条、第六十四条、第六十九条、第七十三条及び第百条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定は、同年四月一日から施行する。

(中型機船底曳網漁業取締規則等の廃止)

第二条 次の省令は、廃止する。

- 中型機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)
- 海驢海豹狼獲取締規則(昭和十七年農林省令第四十七号)
- 中型かつお・まぐろ漁業取締規則(昭和二十一年農林省令第四十三号)
- 小型捕鯨業取締規則(昭和二十二年農林省令第九十一号)
- 指定遠洋漁業取締規則(昭和二十五年農林省令第十七号)
- まき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第八号)
- 母船式漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第三十号)
- 白蝶貝等採取業取締規則(昭和二十七年農林省令第五十一号)
- さけ・ます流網漁業等取締規則(昭和二十七年農林省令第五十二号)
- トロール漁業取締規則(昭和二十八年農林省令第三十一号)
- さば漁業取締規則(昭和三十三年農林省令第三十二号)

(母船式漁業の漁獲物等の輸送制限に関する経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現に旧母船式漁業取締規則第三十五条の規定により母船及び附属漁船以外の船舶によつてする製品又は漁獲物の輸送につきしている農林水産大臣の承認は、本則第二十九条の規定によりした母船及び独航船等以外の船舶による当該母船式漁業の漁獲物又はその製品の輸送に係る農林水産大臣の許可とみなす。

(鯨体処理場の使用の許可に関する経過措置)

第十三条 この省令の施行の際現に大型捕鯨業又は小型捕鯨業となつた代替指定漁業に係る旧法許可又は旧法起業認可を受けている者については、当該代替指定漁業に係るみなし許可の有効期間の満了日までは、本則第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定を適用しない。当該満了日以前に大型捕鯨業又は小型捕鯨業につき許可又は起業の認可(法第五十八条の二の規定による許

可又は起業の認可その他当該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く。)を受ける者についても、同様とする。

(旧省令による承認に関する経過措置)

第十四条 附則第十一条及び第十二条に規定する場合のほか、旧省令の規定により農林水産大臣の承認を要した事項であつてこの省令の規定により農林水産大臣の許可を要するものについてこの省令の施行の際現に農林水産大臣がしている承認は、この省令の相当する規定によりした許可とみなす。

(この省令の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用)

第十六条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(従前の例による事項についての罰則の適用)

第十七条 附則第十一条の規定により従前の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十八年九月三〇日農林省令第五八号)

この省令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年二月七日農林省令第六九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一節の二を加える改正規定中第六十三条の三から第六十三条の五までに係る部分、第六十六条第一項第一号の改正規定中第六十三条の四及び第六十三条の五に係る部分並びに第八十一条第一号の改正規定は、昭和三十九年三月一日から施行する。

(この省令の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用)

7 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(改正前の省令第九十八条の規定の例による事項についての罰則の適用)

8 附則第五項の規定により改正前の省令第九十八条の規定の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに對する罰則の適用については、省令第九十八条の規定の例による。

附則 (昭和三十九年一〇月二二日農林省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年二月一五日農林省令第五六号) 抄

1 この省令は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三十九条第一項第三号及び第二項、第五十二条第四項、第五十三条、第五十四条並びに第八十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年二月一五日農林省令第五七号)

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四一年二月一八日農林省令第二号)

この省令は、昭和四十一年二月二十五日から施行する。

附則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第一三三号)

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四一年一〇月一日農林省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年二月一八日農林省令第二号)

この省令は、昭和四十二年二月二十五日から施行する。

附則 (昭和四二年三月二八日農林省令第七号) 抄

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定により従前の例によることとされる指定漁業についての制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに對する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四二年九月三〇日農林省令第四八号)

この省令は、昭和四十二年十月十五日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二五日農林省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条第三項を加える改正規定は、昭和四十三年五月二十四日から施行する。

附則 (昭和四三年二月二四日農林省令第七〇号)

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和四四年六月一七日農林省令第三八号)

この省令は、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和四五年三月三一日農林省令第一二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四十五年四月二十日から施行する。

附則 (昭和四五年二月二六日農林省令第六六号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四六年二月二六日農林省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年三月三一日農林省令第二〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者についての当該指定漁業の許可及び起業の認可並びに当該指定漁業についての制限(遠洋かつお・まぐろ漁業者が当該許可に係る船舶に塗装に係るものを除く。)については、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日までは、なお従前の例による。当該満了日以前に当該指定漁業の許可又は起業の認可(漁業法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他当該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く。)を受けている者についても、同様とする。

附則 (昭和四七年八月八日農林省令第五二二号)

この省令は、昭和四十七年八月十八日から施行する。

附則 (昭和四七年一〇月七日農林省令第五六号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四八年二月一六日農林省令第九号)

この省令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附則 (昭和四九年一〇月三日農林省令第四三三号)

この省令は、昭和四十九年十月十七日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月一七日農林省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五一年四月五日農林省令第一二号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年二月一八日農林省令第五一号)
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五二年三月七日農林省令第五号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年七月一日農林省令第三号)
 この省令は、昭和五二年八月一日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年二月二日農林省令第三号)
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五三年五月三十一日農林省令第四号)
 この省令は、昭和五三年六月一日から施行する。

1 この省令は、昭和五三年六月一日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五四年二月二〇日農林水産省令第四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年六月二日農林水産省令第二八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年九月一六日農林水産省令第三九号)
 この省令は、昭和五五年九月二七日から施行する。
 附 則 (昭和五七年四月二一日農林水産省令第一六号)
 この省令は、昭和五七年八月一日から施行する。

1 この省令は、昭和五七年八月一日から施行する。
 2 近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年十月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十七センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装した船舶を使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (昭和五七年十一月二六日農林水産省令第五四号)
 この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月二一日農林水産省令第一七号)
 この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第六十二号)の施行の日(昭和五十八年七月一日)から施行する。
 附 則 (昭和五九年三月一〇日農林水産省令第四号)
 この省令は、昭和五十九年四月十五日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号)
 この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。
 附 則 (昭和六二年四月二〇日農林水産省令第九号)
 この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

2 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三の表(二)海域の欄に掲げる海域を操業区域とする近海かつお・まぐろ漁業者は、同条の規定にかかわらず、昭和六十三年一月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋を茶色で塗装した船舶を使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成元年四月二六日農林水産省令第一九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二二日農林水産省令第二号)
 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
 附 則 (平成二年四月二五日農林水産省令第一七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年七月二三日農林水産省令第三五号) 抄
 1 この省令は、平成三年十月十六日から施行する。
 2 この省令の施行の際、改正前の第六十三条の四第二項の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の三において準用する第六十三条の規定により農林水産大臣がした許可とみなす。

3 この省令の施行の際、改正前の第六十三条の五で準用する第三十一条第四号の規定により農林水産大臣が行った許可で現にその効力を有するものは、改正後の第六十三条の三において準用する第六十二條又は第六十三條の規定により農林水産大臣がした許可とみなす。
 4 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年二月一八日農林水産省令第四号)
 この省令は、平成四年四月一日から施行する。
 附 則 (平成四年四月一七日農林水産省令第一九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、蕪糸価格安定法施行規則、蕪検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるすわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、すわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東

支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成五年四月二日農林水産省令第一五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
3 この省令の施行前にした前項の規定による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年八月二六日農林水産省令第五四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。
附則（平成六年九月三〇日農林水産省令第七〇号）
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成九年四月二二日農林水産省令第三二号）
この省令は、平成九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成九年七月二五日農林水産省令第五二号）
この省令は、平成九年七月二十九日から施行する。
附則（平成一〇年七月二五日農林水産省令第六〇号）
この省令は、平成一〇年八月一日から施行する。
附則（平成一〇年七月二六日農林水産省令第六一号）
この省令は、平成一〇年七月一日から施行する。
附則（平成一一年一月一日から施行する）
附則（平成一二年一月二二日農林水産省令第三号）
（施行期日）
1 この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一月二二日農林水産省令第九五号）
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成一一年法律第八十八号）の施行の日（平成一三年一月六日）から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年四月二〇日農林水産省令第九二号）
この省令は、平成一三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十一条の改正規定 公布の日
二 第九十条の七の次に二条を加える改正規定（第九十条の九に係る部分に限る。）及び第六六条

第一項の改正規定（第九十条の九に係る部分に限る。） 平成一四年四月一日
附則（平成一三年七月三〇日農林水産省令第一一一号）
この省令は、平成一三年八月一日から施行する。
附則（平成一三年九月二二日農林水産省令第一二四号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一三年十二月一日）から施行する。ただし、別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定は、平成一三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一四年四月一日から施行する。
（漁船の設備基準に関する経過措置）
第二条 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令（平成一四年政令第一号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定により近海かつお・まぐろ漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶並びに北太平洋さんま漁業に従事する船舶であつて、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新指定漁業省令」という。）第六条の漁船の設備基準に適合しないものは、この省令の施行の日以後船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）附則第四項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の漁船の設備基準に適合するものとみなす。

附則（平成一四年七月二五日農林水産省令第六六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一四年八月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年四月二七日農林水産省令第四一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成一五年八月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二〇日農林水産省令第二二四号）
この省令は、平成一六年一月一日から施行する。
附則（平成一六年三月二日農林水産省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成一六年三月三十一日
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（26）から（28）まで及び同（142）から（145）までの改正規定 平成一六年四月一日
附則（平成一六年七月二六日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（9）から（13）まで及び同号り並びに同表以西底びき網漁業の項の改正規定 平成一六年八月一日
二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（145）から（147）まで並びに同（170）及び（171）の改正規定 平成一六年十月一日
附則（平成一六年一〇月二二日農林水産省令第七七号）
この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一月一日農林水産省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日農林水産省令第九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号又及びルの改正規定 平成十七年一月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(9)及び(10)、同表大中型まき網漁業の項第一号ワ並びに同表いか釣り漁業の項第一号ロ(1)及び(2)の改正規定 平成十七年一月四日
- 三 別表第二大中型まき網漁業の項第一号力及びタの改正規定 平成十七年一月十五日

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(170)から(172)まで及び大中型まき網漁業の項第一号ウの改正規定 平成十七年三月三日
- 二 別表第二いか釣り漁業の項第一号ロ(26)の改正規定 平成十七年三月十四日
- 三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(20)及び(21)並びに同号トの改正規定、同号チ及び同項第二号ム並びにいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(島根県簸川郡大社町)を「島根県出雲市」に改める部分に限る。並びに同(6)の改正規定 平成十七年三月二十二日
- 四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(18)及び(49)から(54)までの改正規定、同号チの改正規定(福岡県宗像郡大島村)を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。、同項第二号ニの改正規定、同号ム及びいか釣り漁業の項第一号ロ(5)の改正規定(福岡県宗像郡大島村)を「福岡県宗像市」に改める部分に限る。並びに同(22)及び(23)並びに同号ホ(9)の改正規定 平成十七年三月二十八日
- 五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(4)及び(22)の改正規定、同(23)の改正規定(島根県八束郡島根町)を「島根県松江市」に、「島根県八束郡美保町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。、同(24)の改正規定(島根県八束郡美保町)を「島根県松江市」に改める部分に限る。、並びに同(30)、同項第二号ハ並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ヘ及びネの改正規定 平成十七年三月三十一日
- 六 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(23)及び(24)の改正規定(兵庫県城崎郡香住町)を「兵庫県美方郡香美町」に改める部分に限る。、同(25)から(27)まで、(121)、(122)及び(151)から(154)まで並びに同表大中型まき網漁業の項第一号フ、同項第二号イ、同項第三号イ及び同項第四号力の改正規定 平成十七年四月一日

附 則 (平成一七年四月二八日農林水産省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号ソ及びツの改正規定 平成十七年五月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(112)並びに大中型まき網漁業の項第二号イ及び第三号イの改正規定 平成十七年六月六日
- 三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(2)及び(3)並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

附 則 (平成一七年七月七日農林水産省令第八一号)

この省令は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第三の改正規定(同表を別表第四とする部分を除く)は、公布の日から施行する。

- 2 大中型まき網漁業者、遠洋かつお・まぐろ漁業者又は近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締りに関する省令(以下「新令」という)第三十一条

の三(第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までは、この省令の施行の際現に当該漁業の許可を受けている船舶、この省令による改正前の指定漁業の許可及び取締りに関する省令(以下「旧令」という)第三十二条第一項の規定により届け出ている運搬船又は旧令第三十三条第一項の規定により届け出ている火船若しくは魚探船であつて新令第三十一条の三の規定による信号符字等を表示していないものを当該漁業に使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年八月一日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一日農林水産省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(59)から(61)まで、(120)、(144)及び(145)の改正規定、同(147)の改正規定(度会郡南島町)を「同県度会郡南伊勢町」に改める部分に限る。、同項第二号リ及び同表大中型まき網漁業の項第一号ハの改正規定、同項第二号イ及び第三号イの改正規定(同郡歌津町)を「同郡南三陸町」に改める部分に限る。、並びに同項第四号力の改正規定 平成十七年十月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(147)の改正規定(同県北牟婁郡紀伊長島町)を「同県北牟婁郡紀北町」に改める部分に限る。 平成十七年十月十一日
- 三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(5)及び(6)並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ソ、ツ及びネの改正規定 平成十七年十一月七日
- 四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(132)の改正規定 平成十七年十二月五日
- 五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(107)及び(108)並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ウの改正規定並びに同項第二号イ及び第三号イの改正規定(岩手県九戸郡種市町)を「岩手県九戸郡洋野町」に改める部分に限る。 平成十八年一月一日

附 則 (平成一八年二月一日農林水産省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(95)から(97)まで及び(155)並びに第二号タの改正規定 平成十八年三月一日
- 二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(30)の改正規定(大飯町)を「おおい町」に改める部分に限る。、同項第二号ロの改正規定、同号ニの改正規定(大飯町)を「おおい町」に改める部分に限る。、及び同表大中型まき網漁業の項第一号ヘの改正規定 平成十八年三月三日
- 三 別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ルの改正規定(常呂郡常呂町)を「北見市」に改める部分に限る。、及び同表いか釣り漁業の項第一号リ(11)の改正規定 平成十八年三月五日
- 四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(30)の改正規定(大飯町)を「おおい町」に改める部分を除く。、同(31)、(32)、(133)及び(134)の改正規定、同(164)の改正規定(津川町)を「四万十町」に改める部分に限る。、同(165)の改正規定、同項第二号ソの改正規定(安房郡白浜町)を「南房総市」に改める部分に限る。、同号ツの改正規定、同項第三号ロの改正規定(安房郡白浜町)を「南房総市」に改める部分に限る。、同表大中型まき網漁業の項第一号タの改正規定(鹿児島県出水郡)の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分に限る。、並びに同項第五号の改正規定 平成十八年三月二十日
- 五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(9)、(10)及び(131)の改正規定、同表大中型まき網漁業の項第一号力の改正規定(南高来郡口之津町)を「南島原市」に改める部分を除く。、同号ヨの改正規定並びに同号タの改正規定(鹿児島県出水郡)の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分を除く。 平成十八年三月二十七日

六 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(119)、(141)、(142)及び(158)の改正規定、同項第三号ロの改正規定(「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分を除く。)、同表大中型まき網漁業の項第一号ロの改正規定(「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。)、同号ワの改正規定、同号カの改正規定(「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。)、同項第二号イ及び第三号イの改正規定(「本吉郡唐桑町」を「気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。)、並びに同項第四号カの改正規定(「宮城県本吉郡唐桑町」を「同県気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。)、平成十八年三月三十一日

附則 (平成一八年三月三十一日農林水産省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(みなみまぐろの割当ての申請に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者に係る同条第三項の規定の適用については、平成十八年に限り、同項中「毎年三月一日」とあるのは、「平成十八年四月十五日」とする。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年七月六日農林水産省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年二月四日農林水産省令第九一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年七月二五日農林水産省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

(陸揚げ又は転載の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われた改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十条の規定による漁獲物等の国外陸揚げ等の許可の申請は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項及び第六十条第一項の許可の申請とみなす。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年一月三〇日農林水産省令第八七号)

この省令中別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(160)から(163)までの改正規定は平成二十年一月一日から、同表大中型まき網漁業の項第一号ネの改正規定は平成十九年十二月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月一九日農林水産省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則によりなお従前の例によることとされた事項に係るこの省令の施行後にした行為並びに前条の規定によりなお処分が効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした当該処分に違反する行為に対する漁業取締り上り農林水産大臣の処分については、附則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年七月二五日農林水産省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(遠洋かつお・まぐろ漁業者に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に大西洋の海域(地中海の海域を含む。)においてくろまぐろを採捕する漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)第一項第八号の遠洋かつお・まぐろ漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成二十一年七月三十一日までは、第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、適用しない。

附則 (平成二二年七月二二日農林水産省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月二三日農林水産省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月二八日農林水産省令第四四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年二月二七日農林水産省令第六四号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則 (平成二三年七月二一日農林水産省令第四五号)

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附則 (平成二三年二月二五日農林水産省令第六四号)

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月二六日農林水産省令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第三項(同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされている陸揚港の変更の許可の申請は、改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第二項(同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた変更の届出とみなす。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上り行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年六月五日農林水産省令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月七日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号の次に一号を加える改正規定

及び同表近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定並びに第二条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二九日農林水産省令第二二号)

1 この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航海中である大中型まき網漁業につき漁業法第五十二条第一項の許可を受けた者については、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十八条第一項の規定は、当該航海の終了の時から適用し、当該航海の終了前は、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三十一日農林水産省令第五五号)

この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年九月一三日農林水産省令第六三三号)

この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二七日農林水産省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項及び近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年八月一三日農林水産省令第四五号)

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年一〇月一日農林水産省令第五三三号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年一〇月八日農林水産省令第五五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年一二月一八日農林水産省令第七一七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年三月三日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十三条及び第十四条の改正規定並びに第二条中特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十二条の二及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(船舶の推進機関の出力に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であつて、その推進機関の出力が漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年九月九日農林水産省令第六九号)

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月一九日農林水産省令第三八号)

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年一二月二二日農林水産省令第七八号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月七日農林水産省令第三三三号)

1 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二二日農林水産省令第三四四号)

2 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(150)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月二二日農林水産省令第五三三号)

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十九年一二月二二日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二九日農林水産省令第四一四号)

1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二二日農林水産省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三二年三月一九日農林水産省令第一六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「新省令」という。)第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならぬ。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。

(準備行為)

第三条 この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に必要なる手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一〇月九日農林水産省令第三八号)

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

(漁獲量の制限等に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一

条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能性による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能性による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

第三條 この省令の施行の前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和二年一〇月二〇日農林水産省令第七三三号) 抄
(施行期日)

- この省令は、令和二年十一月一日から施行する。
- この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月一四日農林水産省令第八一七号)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和二年二月二二日農林水産省令第八三三号)
(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年一月七日農林水産省令第二二二号)
この省令は、令和三年二月一日から施行する。

附則 (令和三年二月一九日農林水産省令第六六号)
この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

附則 (令和三年四月二三日農林水産省令第三二二号)
この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附則 (令和三年六月三日農林水産省令第三五五号)
(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。
- 操業制限又は禁止に関する経過措置

第二條 この省令による改正前の別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第八号、第十号及び第二十四号から第三十一号までの規定は、これらの規定に係る水産動植物が漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能性による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。

第三條 この省令の施行の前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和四年四月二一日農林水産省令第三六六号)
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年七月一日農林水産省令第四三三号)

この省令は、令和四年八月一日から施行する。

附則 (令和五年三月二二日農林水産省令第一六六号)
(施行期日)

- この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- この省令の施行前に行われた転載に係る申告書の提出期限については、なお従前の例による。

附則 (令和五年七月五日農林水産省令第三八八号)
この省令は、令和五年八月一日から施行する。

附則 (令和五年十二月二八日農林水産省令第六六六号)
(施行期日)

- この省令は、令和六年一月一日から施行する。
- 操業日誌の備付け及び記録については、この省令による改正後の漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「新省令」という。)第二十六条第五項の規定は、同項に規定する操業日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業(総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。)	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業(総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。)	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。)	令和八年一月一日
	一 北緯五十度西経百五十度の点	
	二 南緯四度西経百五十度の点	
	三 南緯四度西経百三十度の点	
	四 南緯二十五度西経百三十度の点	
	五 南緯二十五度東経百五十五度の点	
	六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点	
	七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点	
	八 南緯十度東経百十三度二十八分の点	
	九 南緯十度東経百度の点	

3 操業日誌の提出については、新省令第二十六条第六項の規定は、同項に規定する操業日誌の提出を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の提出については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十五度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十五度の点から南緯六十度東経百五十五度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十五度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の点から南緯四度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りをを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。）	令和八年一月一日
	一 北緯五十度西経百五十度の点	
	二 南緯四度西経百五十度の点	
	三 南緯四度西経百三十度の点	
	四 南緯二十五度西経百三十度の点	
	五 南緯二十五度東経百五十五度の点	
	六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点	
	七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点	
	八 南緯十度東経百十三度二十八分の点	
	九 南緯十度東経百度の点	

4 大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合には、新省令第二十六条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定を適用する。

附 則（令和六年四月二十五日農林水産省令第一八号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則（令和六年六月二一日農林水産省令第三五号）
 この省令は、令和六年七月一日から施行する。

別記 様式第1号（第3条、第4条関係）

別記 様式第1号（第3条、第4条関係）（中2農水令特・令改、中2農水令55、一部改正）

〇〇〇〇〇の許可（起業の認可）申請書 年 月 日

農林水産大臣 殿
 住 所
 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により〇〇〇〇〇の許可（起業の認可）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 使用する船舶
 - 漁船登録番号
 - 船 名
 - 船舶総トン数
 - 冷凍設備の有無及びその能力
 - 通信機器等の有無及びその種類

- 操業区域
- 漁業時期
- 漁業根拠地
- 漁獲物等陸揚港

備考

- 〇〇〇〇〇は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 冷凍設備の能力は、冷凍トンに記載すること。
- 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びGPS受信機その他の船舶の位置を測定できる装置について記載すること。
- 漁業根拠地とは、当該船舶により行う当該大臣許可漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2以上ある場合には主たるものに「(主)」を冠すること。
- 漁獲物等陸揚港とは、漁獲物又はその製品の陸揚港をいう。
- 次の表の左欄に掲げる大臣許可漁業にあっては、同表の右欄に掲げる事項についても記載すること。

大臣許可漁業の種類	記載事項
沖合底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そらびき又は2 そらびきの別） 2 船名 3 推進機関の種類及び馬力数
以西底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そらびき又は2 そらびきの別） 2 推進機関の種類及び馬力数
遠洋底びき網漁業	同 上
大西洋等ほえ縄等漁業	使用漁具の種類及び規模
太平洋底刺し網等漁業	同 上
大中型まき網漁業	1 漁業の方法（1 そらまき又は2 そらまきの別） 2 船名 3 魚そうの容積
基地式捕籠業	1 使用しようとする船体処理場の所在地及び名称（2 以上ある場合には、主たるものに「主」を冠すること。） 2 もりづつの口径
母船式捕籠業	申請に係る船舶と同一の船団に属する母船又は独航船の名称及び総トン数
かじき等流し網漁業	船舶に搭載する漁具の規模
東シナ海等かじき等流し網漁業	同 上
かつお・まぐろ漁業	1 漁業の方法（釣り漁業又はほえ縄漁業の別） 2 船名
北太平洋さんま漁業	乗魚灯の種類及び消費電力の総和
ずわいがに漁業	使用漁具の種類及び数量
日本海・くずわいがに漁業	同 上

備考

推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第7項に規定するものを記載すること。

様式第2号（第4条関係）（令2農水令28・改）

○○○○船舶件名書（計画又は現在）

- 1 船名
- 2 船質
- 3 船舶番号
- 4 船体の長さ、幅及び深さ
- 5 船舶総トン数
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 最大速力
- 8 魚そうの容積
- 9 冷凍設備の有無及びその能力
- 10 通信機器等の有無及びその種類
- 11 造船所の所在地及び名称
- 12 機関製作所の所在地及び名称
- 13 起工、進水及びしゅん工の予定年月日（現在のものは、進水年月日）
- 14 所有者の住所及び氏名又は名称
- 15 建造（購入）価格
- 16 資金調達方法（自己資金及び借入金に区分し、借入金は借入先別に記載すること。）

備考

- 1 ○○○○は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 2 冷凍設備の能力は、冷凍トンに記載すること。
- 3 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びGPS受信機その他の船舶の位置を測定できる装置について記載すること。

様式第3号(第16条関係) (令2農水命48・令2農水命63・一部改正)

(1) 沖合及びき網漁業、大中型まき網漁業、基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業以外の大臣許可漁業の場合

許可番号	〇〇〇〇〇許可証		
住所			
氏名又は名称			
船名	船名	総トン数	
	漁船登録番号	使用権の種類及び期間	年月日まで
操業区域			
漁業時期			
漁具の種類その他の漁業の方法			
漁業根拠地			
漁獲物等陸揚港			
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条 件			
年 月 日			
農林水産大臣			

(2) 沖合及びき網漁業、大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の場合

許可番号	〇〇〇〇〇許可証		
住所			
氏名又は名称			
船名	船名	総トン数	(階層:)
	漁船登録番号	使用権の種類及び期間	年月日まで
操業区域			
漁業時期			
漁具の種類その他の漁業の方法			
漁業根拠地			
漁獲物等陸揚港			
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条 件			
年 月 日			
農林水産大臣			

③ 基地式捕鯨業の場合

許 可 番 号	基地式捕鯨業許可証		
住 所			
氏名又は名称			
船 名	船 名	総トン数	
	漁船登録番号	使用権の種類及び期	年 月 日まで
操 業 区 域			
漁 業 時 期			
使用する船体構造	名 称	所 在 地	
漁具の種類その他の漁業の方法			
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条 件			
年 月 日			
農林水産大臣			

④ 母船式捕鯨業に係る母船の場合

許 可 番 号	母船式捕鯨業許可証 (母船)					
住 所						
氏名又は名称						
船 名	船 名	総トン数				
	漁船登録番号	使用権の種類及び期	年 月 日まで			
操 業 区 域						
漁 業 時 期						
同一の船団に属する漁船の船名及び総トン数	船 名	総トン数	船 名	総トン数	船 名	総トン数
漁 業 根 拠 地						
漁獲物等陸揚港						
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
条 件						
年 月 日						
農林水産大臣						

(5) 母船式捕鯨業に係る独航船の場合

許 可 番 号	母船式捕鯨業許可証（独航船）			
住 所				
氏名又は名称				
船 名	船 名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類及び期	年 月 日まで
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
漁具の種類その他の漁業の方法				
同一の船団に属する母船の船名及び総トン数				
許可の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで		
条 件				
年 月 日				
農林水産大臣				

様式第4号（第40条関係）（令2農水命28・令改、令2農水令83・一部改正）

大中型まき網漁業に係る運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により大中型まき網漁業に運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 大中型まき網漁業許可船舶

(1) 漁船登録番号

(2) 許可番号

(3) 船 名

2 使用する運搬船 合計 隻

	運 搬 船			
(1) 漁 船 登 録 番 号				
(2) 船 名				
(3) 船 船 総 ト ン 数				
(4) 機関の種類及び馬力数				
(5) 魚 ぞ う 容 積				

様式第5号(第41条関係) (令2農水命48・改正、令2農水命63・一部改正)

大中型まき網漁業に係る火船等届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記より大中型まき網漁業に火船又は魚探船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

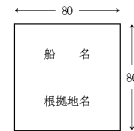
記

- 1 大中型まき網漁業許可船舶
 - (1) 漁船登録番号
 - (2) 許可番号
 - (3) 船 名
- 2 使用する火船又は魚探船

合計 隻

	火	船	魚	探	船
(1) 漁 船 登 録 番 号					
(2) 船 名					
(3) 船 船 総 ト ン 数					
(4) 機関の種類及び馬力数					
(5) 発 電 機 の 容 量					
(6) 集魚灯の消費電力の総和					

様式第6号(第52条、第55条関係) (令2農水命48・改正)



備考

- 1 標識は、黄色の布地である。
- 2 寸法の単位は、センチメートルとする。

様式第7号(第97条関係) (令2農水命48・令2農水令63の一部改正)

かつお・まぐろ漁業(総トン数120トン以上の動力漁船により、
浮きほえ縄を使用するものに限る。)に係る運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

下記により、漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第8の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きほえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)
- 2 漁船登録番号 (National Registry Number)
- 3 信号符号 (International Radio Call Sign)
- 4 IMO番号 (IMO Number)
- 5 建造年 (Year Built)
- 6 建造所 (Name of Builder)
- 7 船籍港 (Home Port)
- 8 船体材質 (Material)
- 9 前運搬船名 (Vessel Name Previous)
- 10 前船籍 (Flag Previous)
- 11 船の長さ (Length Overall) (m)
- 12 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)
- 13 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (KW)
- 14 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m³)
- 15 使用者名 (Operator Name)
- 16 使用者住所 (Operator Address)
- 17 所有者名 (Owner Name)
- 18 所有者住所 (Owner Address)
- 19 運航期間 (Operation Period)
- 20 運航海域等 (Operation Area)
- 21 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)

備考

運航期間は、1年以内とすること。

様式第7号の2(第97条の2関係)

北太平洋条約海域における遠洋底びき網漁業等の運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

下記により、北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業(中西部太平洋条約第3条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて漁業の許可及び取締り等に関する省令第95条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみ転載を受ける場合を除く。)、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

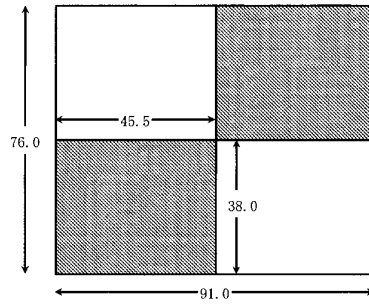
記

- 1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)
- 2 漁船登録番号 (National Registry Number)
- 3 信号符号 (International Radio Call Sign)
- 4 IMO番号 (IMO Number)
- 5 海上移動業務識別コード (Maritime Mobile Service Identity (MMSI))
- 6 建造年 (Year Built)
- 7 建造所 (Name of Builder)
- 8 船籍港 (Home Port)
- 9 船体材質 (Material)
- 10 前運搬船名 (Vessel Name Previous)
- 11 前船籍 (Flag Previous)
- 12 船の長さ (Length Overall) (m)
- 13 船舶の幅 (Moulded Breadth) (m)
- 14 船舶の深さ (Moulded Depth) (m)
- 15 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)
- 16 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (KW)
- 17 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m³)
- 18 使用者名 (Operator Name)
- 19 使用者住所 (Operator Address)
- 20 所有者名 (Owner Name)
- 21 所有者住所 (Owner Address)
- 22 運航期間 (Operation Period)
- 23 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)

備考

運航期間は、1年以内とすること。

様式第8号 (第103条関係) (令2農水省6・改正)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この図は、国際海事機関の採択した国際信号書に記載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

別表第一 (第二条、第八十七条、第一百一条関係)	
大臣許 可漁業	海域
沖合底 びき網 漁業	北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以东、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域 イ 北緯三十三度九分二十七秒以东の東経百二十七度五十九分五十二秒の線 ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線 ハ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線
以西底 びき網 漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域 イ 前項中欄イからハマまでの線 ロ 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線 ハ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線
遠洋底 びき網 漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外 イ 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 ロ 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 ハ 前項中欄ロ及びハの線
東シナ 海はえ 縄漁業	一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域 二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域 三 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以东、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域 (第一号に掲げる海域を除く。)
大西洋 等はえ 縄等漁 業	大西洋又はインド洋の海域
太平洋 底刺し 網等漁 業	太平洋の公海 (排他的経済水域及び大陸棚に関する法律 (平成八年法律第七十四号) 第一条第一項に規定する排他的経済水域及び外国の排他的経済水域を除く。)
かじき 等流し 網漁業	領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域 一 オホーツク海、日本海及び東シナ海 二 東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域 イ 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点 ロ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点 ハ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ニ 赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点
	期間

<p>東シナ海等かじき等漁業</p> <p>北太平洋さんま漁業</p> <p>ずわいがに漁業</p>	<p>東シナ海等かじき等漁業</p> <p>北太平洋さんま漁業</p> <p>ずわいがに漁業</p>	<p>東シナ海等かじき等漁業</p> <p>北太平洋さんま漁業</p> <p>ずわいがに漁業</p>	<p>東シナ海等かじき等漁業</p> <p>北太平洋さんま漁業</p> <p>ずわいがに漁業</p>	<p>東シナ海等かじき等漁業</p> <p>北太平洋さんま漁業</p> <p>ずわいがに漁業</p>
<p>三 領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分</p> <p>四 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線、次のニの点からヘの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。）</p> <p>イ 青森県西津軽郡深浦町壱作埼突端</p> <p>ロ 北海道松前郡松前町松前小島灯台</p> <p>ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端</p> <p>ニ 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点</p> <p>ホ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点</p> <p>ヘ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点</p> <p>東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域</p>	<p>北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以南の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）</p> <p>一 新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線（以下この表において「甲線」という。）以西の日本海の海域</p>	<p>二 甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以南の海域</p>	<p>三 甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以北の海域</p>	<p>三 甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以北の海域</p>
<p>十月一日から翌年三月まで</p>	<p>十月一日から翌年三月まで</p>	<p>十月一日から翌年三月まで</p>	<p>十月一日から翌年三月まで</p>	<p>十月一日から翌年三月まで</p>

<p>四 北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線以東のオホーツク海の海域（東経百四十八度五十九分四十一秒の線以西の北緯五十三度三十分五秒の線、北緯五十三度三十分五秒東経百四十八度五十九分四十一秒の点から北緯四十六度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点に至る直線及び東経百四十八度五十九分四十三秒の線以東の北緯四十六度九秒の線から成る線以南の海域に限る。）</p> <p>五 青森県下北郡東通村尻屋埼突端から正東の線と千葉県南房総市野島埼突端から正東の線との両線間における太平洋の海域</p>	<p>日本海</p> <p>べにずわいがに漁業</p> <p>次に掲げる海域以外の日本海の海域</p> <p>一 北緯四十一度二十分九秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水</p> <p>二 北緯四十一度二十分九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域</p> <p>イ 北緯四十一度二十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線</p> <p>ロ 北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十分の点に至る直線</p> <p>ハ 北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十分の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十三度五十九分五十分の点に至る直線</p> <p>ニ 北緯三十七度三十分十秒以南の東経百三十三度五十九分五十分の線</p>	<p>別表第二（第二條、第七十條関係）</p> <p>大臣許可漁業</p> <p>沖合及びき網漁業</p> <p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>(1) 北緯四十五度二十五分一秒東経百四十一度四十九分三十八秒の点</p> <p>(2) 北緯四十五度三十四分一秒東経百四十一度四十三分七秒の点</p> <p>(3) 北緯四十五度三十五分五十五秒東経百四十一度五十六分十四秒の点</p> <p>(4) 北緯四十五度三十二分四十二秒東経百四十二度十七分五十分の点</p> <p>(5) 北緯四十五度十九分三十六秒東経百四十二度三十四分四十八秒の点</p> <p>(6) 北緯四十五度十分四十九秒東経百四十二度四十分二十九秒の点</p> <p>(7) 北緯四十四度四十六分八秒東経百四十二度五十七分四秒の点</p> <p>(8) 北緯四十四度三十六分十三秒東経百四十三度十二分三十一秒の点</p> <p>(9) 北緯四十四度三十五分四秒東経百四十三度十四分三十五秒の点</p> <p>(10) 北緯四十四度三十一分五秒東経百四十三度二十分三十三秒の点</p> <p>(11) 北緯四十四度二十九分九秒東経百四十三度二十六分十三秒の点</p> <p>(12) 北緯四十四度二十三分三十三秒東経百四十三度三十九分三十三秒の点</p> <p>(13) 北緯四十四度二十一分二十三秒東経百四十三度三十八分二秒の点</p>	<p>十月一日から翌年三月まで</p>
---	---	--	---------------------

大臣許可漁業 沖合底びき網漁業	表示場所 船首の両げん側及び船尾	表示様式 何沖123	業 まぐろ漁 業 業	かつお・まぐろ漁業 業	大中小型まき網漁業	(14)	北緯四十四度十七分二十五秒東経百四十三度五十分十九秒の点
						(15)	北緯四十四度十八分五十五秒東経百四十三度五十分十一秒の点
						(16)	北緯四十四度十九分三十分東経百四十四度五十分の点
						(17)	北緯四十四度二十分四十分東経百四十四度五十分の点
						(18)	北緯四十四度二十一分四十分東経百四十四度五十分の点
						(19)	北緯四十四度二十二分五十分東経百四十四度五十分の点
						(20)	北緯四十四度二十四分東経百四十四度五十分の点
						(21)	北緯四十四度二十五分東経百四十四度五十分の点
						(22)	北緯四十四度二十六分東経百四十四度五十分の点
						(23)	北緯四十四度二十七分東経百四十四度五十分の点
						(24)	北緯四十四度二十八分東経百四十四度五十分の点
						(25)	北緯四十四度二十九分東経百四十四度五十分の点
						(26)	北緯四十四度三十分東経百四十四度五十分の点
						(27)	北緯四十四度三十一分東経百四十四度五十分の点
						(28)	北緯四十四度三十二分東経百四十四度五十分の点
						(29)	北緯四十四度三十三分東経百四十四度五十分の点
						(30)	北緯四十四度三十四分東経百四十四度五十分の点
						(31)	北緯四十四度三十五分東経百四十四度五十分の点
						(32)	北緯四十四度三十六分東経百四十四度五十分の点
						(33)	北緯四十四度三十七分東経百四十四度五十分の点
						(34)	北緯四十四度三十八分東経百四十四度五十分の点
						(35)	北緯四十四度三十九分東経百四十四度五十分の点
						(36)	北緯四十四度四十分東経百四十四度五十分の点
						(37)	北緯四十四度四十一分東経百四十四度五十分の点
						(38)	北緯四十四度四十二分東経百四十四度五十分の点
						(39)	北緯四十四度四十三分東経百四十四度五十分の点
						(40)	北緯四十四度四十四分東経百四十四度五十分の点
						(41)	北緯四十四度四十五分東経百四十四度五十分の点
						(42)	北緯四十四度四十六分東経百四十四度五十分の点
						(43)	北緯四十四度四十七分東経百四十四度五十分の点
						(44)	北緯四十四度四十八分東経百四十四度五十分の点
						(45)	北緯四十四度四十九分東経百四十四度五十分の点
						(46)	北緯四十四度五十分東経百四十四度五十分の点
						(47)	北緯四十四度五十一分東経百四十四度五十分の点
						(48)	北緯四十四度五十二分東経百四十四度五十分の点

大臣許可漁業 沖合底びき網漁業	表示場所 船首の両げん側及び船尾	表示様式 何沖123	業 まぐろ漁 業 業	かつお・まぐろ漁業 業	大中小型まき網漁業	(14)	北緯四十四度十七分二十五秒東経百四十三度五十分十九秒の点
						(15)	北緯四十四度十八分五十五秒東経百四十三度五十分十一秒の点
						(16)	北緯四十四度十九分三十分東経百四十四度五十分の点
						(17)	北緯四十四度二十分四十分東経百四十四度五十分の点
						(18)	北緯四十四度二十一分四十分東経百四十四度五十分の点
						(19)	北緯四十四度二十二分五十分東経百四十四度五十分の点
						(20)	北緯四十四度二十四分東経百四十四度五十分の点
						(21)	北緯四十四度二十五分東経百四十四度五十分の点
						(22)	北緯四十四度二十六分東経百四十四度五十分の点
						(23)	北緯四十四度二十七分東経百四十四度五十分の点
						(24)	北緯四十四度二十八分東経百四十四度五十分の点
						(25)	北緯四十四度二十九分東経百四十四度五十分の点
						(26)	北緯四十四度三十分東経百四十四度五十分の点
						(27)	北緯四十四度三十一分東経百四十四度五十分の点
						(28)	北緯四十四度三十二分東経百四十四度五十分の点
						(29)	北緯四十四度三十三分東経百四十四度五十分の点
						(30)	北緯四十四度三十四分東経百四十四度五十分の点
						(31)	北緯四十四度三十五分東経百四十四度五十分の点
						(32)	北緯四十四度三十六分東経百四十四度五十分の点
						(33)	北緯四十四度三十七分東経百四十四度五十分の点
						(34)	北緯四十四度三十八分東経百四十四度五十分の点
						(35)	北緯四十四度三十九分東経百四十四度五十分の点
						(36)	北緯四十四度四十分東経百四十四度五十分の点
						(37)	北緯四十四度四十一分東経百四十四度五十分の点
						(38)	北緯四十四度四十二分東経百四十四度五十分の点
						(39)	北緯四十四度四十三分東経百四十四度五十分の点
						(40)	北緯四十四度四十四分東経百四十四度五十分の点
						(41)	北緯四十四度四十五分東経百四十四度五十分の点
						(42)	北緯四十四度四十六分東経百四十四度五十分の点
						(43)	北緯四十四度四十七分東経百四十四度五十分の点
						(44)	北緯四十四度四十八分東経百四十四度五十分の点
						(45)	北緯四十四度四十九分東経百四十四度五十分の点
						(46)	北緯四十四度五十分東経百四十四度五十分の点
						(47)	北緯四十四度五十一分東経百四十四度五十分の点
						(48)	北緯四十四度五十二分東経百四十四度五十分の点

別表第四(第二十三条関係)
 1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地(2)以上ある場合には、主たる漁業根拠地、その他の指定漁業にあつては住所(2)以上ある場合には、主たる住所(2)のある都道府県名の漢字の頭字(他の都道府県名と混同するおそれのあるときは、頭字及び次字)とすること。
 2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。
 (1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは30センチメートル大以上、太さは6センチメートル以上、間隔は8センチメートル以上とする。
 (2) その他の場合にあつては、大きさは15センチメートル大以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
 以上、間隔は4センチメートル以上とする。

大臣許可漁業	制限又は禁止	沖合底びき網漁業	一次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。 イ 北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の(1)の点から(22)の点までを順次に直線で結ぶ線及び(22)の点から百六十度の線以東の齒舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域 (1) 北緯四十四度三十三分九秒東経百四十五度三十七分四十五秒の点 (2) 北緯四十四度三十分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (3) 北緯四十四度二十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点 (4) 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点 (5) 北緯四十三度五十七分九秒東経百四十五度十九分十五秒の点 (6) 北緯四十三度五十五分九秒東経百四十五度十六分四十五秒の点 (7) 北緯四十三度五十二分九秒東経百四十五度十四分四十五秒の点
--------	--------	----------	--

- (8) 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度十三分四十五秒の点
- (9) 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点
- (10) 北緯四十三度四十一分三十九秒東経百四十五度十八分十五秒の点
- (11) 北緯四十三度三十八分三十九秒東経百四十五度二十三分十五秒の点
- (12) 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
- (13) 北緯四十三度三十分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点
- (14) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点
- (15) 北緯四十三度二十六分九秒東経百四十五度四十七分四十五秒の点
- (16) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十五度四十九分十五秒の点
- (17) 北緯四十三度二十三分二十七秒東経百四十五度五十分十五秒の点(納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結ぶ線の中心点)
- (18) 北緯四十三度二十九分九秒東経百四十五度五十一分四十五秒の点
- (19) 北緯四十三度十九分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点
- (20) 北緯四十三度十六分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
- (21) 北緯四十三度十四分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
- (22) 北緯四十三度八分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
- (23) 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域(イに掲げる海域と重複する部分を除く)
- (1) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点
- (2) 宮崎県串間市都井岬突端と鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点とを結ぶ線と都井岬突端正東七海里の点と観音崎突端とを結ぶ線との交点
- (3) 鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点
- (4) 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多岬突端正南四海里の点
- (5) 鹿児島県南さつま市坊岬突端正西三海里の点
- (6) 鹿児島県南さつま市野間岬突端正西三海里の点
- (7) 鹿児島県薩摩川内市下甕島釣掛崎突端
- (8) 鹿児島県薩摩川内市上甕島瀬鼻突端と長崎県長崎市野母崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (10) 長崎県長崎市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (11) 長崎県五島市福江島笠山崎突端
- (12) 長崎県五島市大瀬崎突端
- (13) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点
- (14) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
- (15) 北緯三十三度四十一分四十二秒東経百二十九度一分五十二秒の点
- (16) 長崎県対馬市神埼灯台中心点
- (17) 長崎県対馬市三島灯台中心点
- (18) 長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点と山口県萩市見島北端とを結ぶ線との交点
- (19) 山口県萩市見島北端
- (20) 山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御碕突端とを結ぶ線上同突端五海里の点

- (21) 島根県出雲市日御碕突端正北五海里の点
- (22) 島根県松江府多古鼻突端正北五海里の点
- (23) 島根県松江府多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江府御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部崎突端とを結ぶ線との交点
- (24) 島根県松江府御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部崎突端とを結ぶ線と鳥取県岩美郡香美町津崎突端と余部崎突端正北一海里の点とを結ぶ線との交点
- (25) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端正北一海里の点
- (26) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端正北一海里の点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部崎突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
- (27) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線と同県豊岡市猫崎突端と経ヶ岬突端正北三海里の点とを結ぶ線との交点
- (28) 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里の点
- (29) 京都府舞鶴市沖ノ島北端
- (30) 京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里の点とを結ぶ線との交点
- (31) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点
- (32) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同県加賀市加佐ノ岬突端正西三海里の線との交点
- (33) 石川県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県加賀市加佐ノ岬突端正西の線との交点から同沖合四海里の線と同県輪島市鋸崎突端正西の線との交点までに至る部分
- (34) 石川県珠洲市祿剛崎突端正北東四海里の点
- (35) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里の点
- (36) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里の点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- (37) 新潟県佐渡市沢崎鼻突端
- (38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
- (39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と同県新潟市新川口中央とを結ぶ線との交点から同沖合四海里の線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
- (40) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合三海里の線のうち同線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点から同沖合三海里の線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
- (41) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点から同沖合四海里の線と同県男鹿市塩瀬崎突端正八十二度の線との交点まで
- (42) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合一・五海里の線のうち同線と同県男鹿市塩瀬崎突端正八十二度の線との交点から同沖合一・五海里の線と同市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点までに至る部分
- (43) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県男鹿市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点から同沖合四海里の線と同県と青森県との境界にある須郷岬突端正西の線との交点までに至る部分

- (44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町鱧作埼突端とを結ぶ線上鱧作埼突端一・八海里の点
- (45) 青森県西津軽郡深浦町大字辺恵神埼突端正二百六十九度一・五海里の点
- (46) 青森県西津軽郡深浦町鱧作埼突端正二百六十一度〇・六海里の点
- (47) 青森県西津軽郡深浦町鱧作埼突端正西〇・七海里の点
- (48) 青森県西津軽郡深浦町鱧作埼突端正二百九十五度〇・七海里の点
- (49) 青森県西津軽郡深浦町鱧作埼突端正三百三十三度三十分一・一海里の点
- (50) 青森県西津軽郡深浦町入前埼突端正十度一・五海里の点
- (51) 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬埼突端正西北西三海里の点
- (52) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天埼突端正同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線上弁天埼突端正五海里の点
- (53) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天埼突端正同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線上同突端正二・二海里の点
- (54) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正二百二十度一・七海里の点
- (55) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西一海里の点
- (56) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正と北海道松前郡松前町白神岬突端とを結ぶ線上権現埼突端正一海里の点
- (57) 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正と北海道松前郡松前町白神岬突端とを結ぶ線上権現埼突端正七海里の点
- (58) 北海道松前郡松前町小島灯台中心点
- (59) 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (60) 東経百三十八度五十九分四十七秒の線と北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点正西の線との交点
- (61) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点
- (62) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点と同道石狩市愛冠岬突端とを結ぶ線と同道余市郡余市町シリパ岬突端正同市雄冬岬突端正西五海里の点を結ぶ線との交点
- (63) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里の点
- (64) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里の点と同道苫前郡苫前町苫前埼突端とを結ぶ線と雄冬岬突端正同郡羽幌町焼尻島西端とを結ぶ線との交点
- (65) 北海道苫前郡羽幌町焼尻島西端
- (66) 北海道苫前郡羽幌町天売島東端
- (67) 北緯四十四度五十二分四十九秒東経百四十一度四十四分三十六秒の点(旧天塩川口灯台中心点)二百六十八度十海里の点
- (68) 北海道利尻郡利尻富士町石埼突端正百五十度三十分十二海里の点
- (69) 北海道利尻郡利尻町仙志岬突端正南七海里の点
- (70) 北海道礼文郡礼文町カラナイ岬突端正南の線と北緯四十五度八秒の線との交点
- (71) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正西北西十海里の点
- (72) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里の点
- (73) 北海道稚内市野寒岬突端正北西八海里の点
- (74) 北海道稚内市宗谷岬突端正北五海里の点
- (75) 北海道稚内市宗谷岬突端正東九海里の点
- (76) 北海道稚内市時前埼突端正九十九度十三海里の点
- (77) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端正北東十一海里の点
- (78) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点

- (79) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線と同道網走市能取岬突端正同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線との交点
- (80) 北海道網走市能取岬突端正同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
- (81) 北海道網走市能取岬突端正同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線と同町羅臼岳頂上北西の線との交点
- (82) 北海道網走市能取岬突端正同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線上同突端正六・七海里の点
- (83) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北二・二海里の点
- (84) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東一・六海里の点
- (85) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と東経百四十五度五十九分四十五秒の線との交点
- (86) 東経百四十五度五十九分四十五秒の線と北海道根室市納沙布岬突端正南五海里の点正東の線との交点
- (87) 北海道根室市納沙布岬突端正南五海里の点
- (88) 北海道根室市落石岬突端正南五海里の点
- (89) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南五海里の点
- (90) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点との交点
- (91) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と東経百四十四度九分四十六秒の線との交点
- (92) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と東経百四十四度九分四十六秒の線との交点
- (93) 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台中心点百十度八・五海里の点
- (94) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東百十二海里の点
- (95) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点百六十五度十四海里の点
- (96) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十五海里の点
- (97) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里の点
- (98) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里の点と同道伊達市徳舜警山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿部町出来潤岬突端正五十一度の線との交点
- (99) 北海道茅部郡鹿部町出来潤岬突端正五十一度の線と同道伊達市徳舜警山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- (100) 北海道伊達市徳舜警山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線と同道室蘭市チキウ岬突端正と恵山岬灯台中心点正東八海里の点との交点
- (101) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里の点
- (102) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里の点と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線との交点
- (103) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋埼突端とを結ぶ線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と同県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線との交点

- (104) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋埼突端とを結ぶ線上同突端一海里の点
- (105) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端二十二度三十分一・四海里の点
- (106) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東一海里の点
- (107) 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東一海里の点と同村白糠灯台中心点正東三海里の点とを結ぶ線と同突端と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東五海里の点とを結ぶ線との交点
- (108) 青森県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東五海里の点
- (109) 青森県の本土の最大高潮時海岸線から沖合五海里の線のうち同線と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東の線との交点から同沖合五海里の線と同県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点までに至る部分
- (110) 青森県八戸市鮫角突端正東五海里の点から岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里の点とを結ぶ線と青森県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点
- (111) 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里の点
- (112) 岩手県久慈市弁天鼻突端正東五海里の点
- (113) 岩手県久慈市三崎突端正東五海里の点
- (114) 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東五海里の点
- (115) 岩手県宮古市明神崎突端正東五海里の点
- (116) 岩手県宮古市(とど)ヶ崎突端正東五海里の点
- (117) 岩手県下閉伊郡山田町亀ヶ崎突端正東五海里の点
- (118) 岩手県釜石市御箱崎正東五海里の点
- (119) 岩手県釜石市尾崎突端正東五海里の点
- (120) 岩手県大船渡市首崎突端正東五海里の点
- (121) 岩手県大船渡市綾里崎突端正東五海里の点
- (122) 宮城県気仙沼市御崎突端正東三海里の点
- (123) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点
- (124) 宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点
- (125) 宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点と福島県相馬市鶴ノ尾崎突端とを結ぶ線上同突端九海里の点
- (126) 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東七海里の点
- (127) 福島県いわき市塩屋崎灯台中心点正東三海里の点
- (128) 茨城県東茨城郡大洗町大洗岬突端正東の線と同県日立市日立鉾山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点とを結ぶ線との交点
- (129) 茨城県日立市日立鉾山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点
- (130) 茨城県日立市日立鉾山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点と同灯台中心点正東十二海里の点とを結ぶ線と同市一ノ島灯台中心点正東の線との交点
- (131) 千葉県銚子市一ノ島灯台中心点正東五・五海里の点
- (132) 千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点南東八海里の点
- (133) 千葉県銚子市犬吠崎灯台中心点正南十海里の点
- (134) 千葉県山武郡横芝光町栗山川河口中心点南東十二・五海里の点
- (135) 千葉県いすみ市太東崎突端正東十海里の点
- (136) 千葉県南房総市野島崎灯台中心点正南五海里の点

- (137) 千葉県南房総市野島崎灯台中心点西南西七海里の点
- (138) 神奈川県三浦市城ヶ島西端と同県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端とを結ぶ線上同突端四海里の点
- (139) 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端
- (140) 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端と東京都新島村式根島頂上とを結ぶ線と同県藤沢市江ノ島西端と静岡県下田市神子元島灯台中心点とを結ぶ線との交点
- (141) 静岡県下田市神子元島灯台中心点
- (142) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎突端正南三海里の点
- (143) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端正南三海里の点
- (144) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端正南三海里の点と富士山頂上とを結ぶ線と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との交点
- (145) 静岡県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線と同県裾野市越前岳頂上と同県御前崎市御前崎灯台中心点南南東二海里の点とを結ぶ線との交点
- (146) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東五海里の点
- (147) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東五海里の点と北緯三十四度三十八分五十八秒東経百三十七度四十八分四十七秒の点とを結ぶ線と同灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線との交点
- (148) 静岡県御前崎市御前崎灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線と静岡県湖西市浜名湖口右岸突端と三重県志摩市神ノ島頂上とを結ぶ線との交点
- (149) 三重県志摩市神ノ島頂上
- (150) 三重県志摩市神ノ島頂上と同県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上とを結ぶ線と同県度会郡南伊勢町志戸ノ鼻突端と同県尾鷲市三木崎突端とを結ぶ線との交点
- (151) 三重県尾鷲市三木崎突端
- (152) 三重県尾鷲市三木崎突端と和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端とを結ぶ線と三重県熊野市猪ノ鼻突端と梶取崎突端正東三海里の点とを結ぶ線との交点
- (153) 和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端正東三海里の点
- (154) 和歌山県東牟婁郡本町大島樫野崎突端
- (155) 和歌山県東牟婁郡串本町大島須江崎突端
- (156) 和歌山県東牟婁郡串本町出雲崎突端
- (157) 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬突端
- (158) 和歌山県西牟婁郡白浜町市江崎突端正南三海里の点
- (159) 和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端
- (160) 和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端と徳島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線との交点
- (161) 徳島県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と徳島県海部郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
- (162) 高知県室戸市室戸岬突端正南三海里の点
- (163) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と同県室戸市羽根崎灯台とを結ぶ線との交点
- (164) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
- (165) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点

(166) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る線との交点

(167) 高知県高岡郡四万十町興津崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る線との交点

(168) 高知県高岡郡四万十町興津崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端南東三海里の点と北緯三十二度五十九分五十四秒東経百三十三度三十一秒の点とを結ぶ線との交点

(169) 高知県土佐清水市足摺岬突端南東三海里の点

(170) 高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端南東三海里の点と同市叶崎灯台とを結ぶ線との交点

(171) 高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端

(172) 高知県宿毛市鶴来島西端

(173) 高知県宿毛市鶴来島西端と大分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点

(174) 大分県佐伯市水ノ子島南端と同市深島頂上正東三海里の点とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点

(175) 大分県佐伯市深島頂上正東三海里の点

(176) 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東九海里の点

(177) 宮崎県串間市都井岬突端正東九海里の点

(178) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点

ハ 鹿児島県西之表市及び同県熊毛郡種子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同県薩摩川内市甕島列島、山口県萩市見島、石川県輪島市七ツ島、同市柚倉島、新潟県岩船郡粟島浦村粟島、山形県酒田市飛島、北海道松前郡松前町小島及び東京都大島町大島の周囲最大高潮時海岸線から三海里以内の海域

ニ 島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

ホ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

ヘ 長崎県対馬市三島灯台中心点から同市神埼灯台中心点を経て北緯三十三度四十分四十二秒東経百二十九度十一分五十二秒の点に至る線以西、三島灯台中心点から大韓民国鴻島灯台中心点に至る線以南の海域のうち同市の最大高潮時海岸線から七海里以内の部分

ト 大韓民国鴻島灯台中心点から長崎県対馬市三島灯台中心点を経て島根県出雲市日御碕突端に至る線以北の海域のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から六海里以内の部分

チ 長崎県対馬市三島灯台中心点から島根県出雲市日御碕突端に至る線以南、三島灯台中心点から福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点に至る線以北の海域のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から八海里以内の部分

リ 長崎県五島市黄島の周囲最大高潮時海岸線から十海里以内の海域

又 北海道苫前郡羽幌町焼尻島及び同町天売島の周囲最大高潮時海岸線から七海里以内の海域

ル 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（口に掲げる海域と重複する部分を除く。）

- (1) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
(2) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
(3) 北緯三十度十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
(4) 北緯三十度十三秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点
(5) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点

二 次に掲げる海域（前号ロからルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に關する日本国と大韓民国との間の協定（以下この号において「協定」という。）第一

条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線並びに同条2の(1)の線、(2)の線及び(3)の線から成る線以西の水域（協定附属書IIの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。）を除く。）における沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。

イ 北緯三十二度四十分十二秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線及び北緯三十三度九分二十七秒以南の東経百二十八度二十九分五十二秒の線から成る線以东、東経百三十度五十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分

一 そろびきの方法によるものにあつては毎年六月一日から八月三十一日まで、二 そろびきの方法によるものにあつては毎年五月十六日から八月十五日まで

ロ 東経百三十度五十九分五十二秒の線以东、同線と山口県の最大高潮時海岸線との交点から同海岸線を福井県大飯郡おおい町鋸崎突端に至る線以北、同突端正北の線以西の海域のうち山口県、島根県、鳥取県、兵庫県、京都府及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分

毎年六月一日から八月三十一日まで

ハ 島根県江津市大崎鼻突端から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端を経て同県松江市地蔵崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた同県の沖合の海域

毎年三月一日から九月三十日まで

ニ 福井県大飯郡おおい町鋸崎突端正北の線以东、同突端から最大高潮時海岸線を青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎突端に至る線及び同突端正北の線から成る線以西、同突端正西の線以南の海域のうち福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、秋田県、青森県及び北海道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分

毎年七月一日から八月三十一日まで

ホ 北緯三十九度五十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域のうち秋田県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の部分

毎年一月一日から十月三十一日まで

ヘ 秋田県男鹿市塩瀬崎突端正北の線及び同突端から最大高潮時海岸線を同海岸線における同市戸賀と同市北浦との境界点に至る線から成る線以西、同境界点二百四十七度の線以南の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の部分

毎年三月一日から十一月三十日まで

ト 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を同道稚内市宗谷岬突端に至る線及び同突端正北の線から成る線以西、北緯四十五度四十二分八秒の線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分

毎年六月十六日から九月十五日まで

チ 北海道余市郡余市町シリパ岬突端から同突端と同道苫前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点を経て同交点正東の線と最大高潮時海岸線との交点に至る線及び陸岸により囲まれた海域

毎年二月二十一日から十一月三十日まで

リ 北海道石狩市の最大高潮時海岸線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点から同交点正西の線と同道余市郡余市町シリパ岬突端と同道苫前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線との交点及び焼尻島東端を経て同郡苫前町苫前崎突端に至る線並びに陸岸

により囲まれた海域

毎年三月一日から十月十五日まで

二 次に掲げる海域（前号ロからリまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に關する日本国と大韓民国との間の協定（以下この号において「協定」という。）第一

又 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里的点から同道稚内市野寒岬突端正北西八海里的点及び同市宗谷岬突端正北五海里的点を経てスコトン岬突端正北七海里的点に至る線により囲まれた海域 毎年十月一日から翌年一月十五日まで

ル 北海道紋別市紋別灯台中心点から同灯台中心点正北十一海里の点、同道枝幸郡枝幸町首標岬突端正北十一海里の点、同道北見市常呂港北防波堤灯台中心点三百四十度十海里的点、同道網走市能取岬突端正北四海里的点及び同突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線との交点を経て同市網走港北防波堤灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 毎年五月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年二月二十八日まで

ヲ 東経百四十五度五十九分四十五秒の線以西、北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以东、同突端から最大高潮時海岸線を同道根室市納沙布岬突端に至る線及び同突端正東の線から成る線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年六月一日から八月三十一日まで

ワ 北海道根室市落石岬突端から同突端正南五海里的点、同道厚岸郡浜中町散布布埼突端正南七海里的点、同道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点及び同点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の線との交点を経て同灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 毎年十一月十六日から翌年八月三十一日まで

カ 北海道広尾郡と同道幌泉郡との最大高潮時海岸線における境界点南南東の線以西、北緯四十二度七分三十三秒東経百四十二度五十五分の点(旧様似港東防波堤灯台中心点)正南の線以东の海域のうち同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点から十八海里以内の部分 毎年三月十六日から八月三十一日まで及び十一月十一日から十二月二十日まで

ヨ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線、同道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線及び陸岸により囲まれた海域 毎年五月一日から八月三十一日まで
タ 北緯四十二度七分三十三秒東経百四十二度五十五分の点(旧様似港東防波堤灯台中心点)から同点正南十六海里的点及び北海道浦河郡浦河灯台中心点南西九海里的点を経て同点と同道伊達市徳舜警山頂上とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 毎年一月一日から八月三十一日まで
レ 北海道千歳市と同道恵庭市との境界にある漁岳頂上と同道函館市恵山岬突端とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点から同突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域 毎年四月一日から十月三十一日まで

ソ 北海道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線以南、同灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点とを結ぶ線、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島埼灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正南の線から成る線以东の海域のうち同道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年七月一日から八月三十一日まで

ツ 千葉県南房総市野島埼灯台中心点正南の線以西、徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以东の海域のうち千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県及び徳島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年七月一日から八月三十一日まで

ネ 徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以西、同県宿毛市鶴来島西端から正南の線以东の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から九月三十日まで

ナ 高知県宿毛市鶴来島西端から正南の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以东の海域のうち同県、愛媛県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から八月三十一日まで

ラ 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東の線以南、同県日南市鶴戸崎突端正東の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を一ツ瀬川口中央に至る線以东の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 毎年五月一日から翌年一月三十一日まで

ム 長崎県対馬市三島灯台中心点を通る経線以东、同灯台中心点から島根県出雲市日御崎灯台中心点を結ぶ線以南、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西、三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点を結ぶ線以北の海域 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間にあつては、毎日午前零時から午前五時まで及び午後七時から午後十二時まで)
三 網口開口板を使用してする沖合底びき網漁業の操業は、次に掲げる海域以外の海域においては、禁止する。

イ 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点と北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点とを結ぶ線以南、東経百二十八度二十九分五十二秒の線以西、北緯三十三度九分二十七秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以东の海域

ロ 宮城県気仙沼市御崎突端正東の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島埼灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正南の線から成る線以东の海域ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海及び東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以东、青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東の線以北の太平洋の海域(次の(1)の点から(13)の点までを順次に直線で結ぶ線、(14)の海岸線、(15)の点から(26)の点までを順次に直線で結ぶ線、(27)の海岸線及び(28)の点から(40)の点までを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。)

- (1) 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (2) 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (3) 北緯四十三度五十分八秒東経百三十八度五十九分四十七秒の点
- (4) 北緯四十三度五十分九秒東経百四十二度二十九分四十七秒の点
- (5) 北緯四十四度二十分八秒東経百四十二度二十九分四十七秒の点
- (6) 北緯四十四度二十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
- (7) 北緯四十五度十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
- (8) 北緯四十五度十分八秒東経百四十二度三十九分四十六秒の点
- (9) 北緯四十五度五十分七秒東経百四十二度三十九分四十六秒の点
- (10) 北緯四十五度五十分八秒東経百四十一度九分四十六秒の点
- (11) 北緯四十五度四十一分二十秒東経百四十一度九分四十六秒の点
- (12) 北海道稚内市野寒岬突端と樺太宗仁岬突端とを結ぶ線と北緯四十五度四十二分二十秒の線との交点
- (13) 樺太宗仁岬突端
- (14) 樺太宗仁岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る最大高潮時海岸線
- (15) 樺太西能登呂岬突端
- (16) 北海道稚内市時前埼突端七十五度十二海里的点
- (17) 北海道稚内市時前埼突端七十五度二十一海里的点
- (18) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端正北東十八海里的点
- (19) 北海道紋別郡雄武町音稲府岬突端正北東十六海里的点
- (20) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里的点

- (21) 北海道網走市能取岬突端北東五海里の点
- (22) 北海道網走市能取岬突端八十八度九・八海里の点
- (23) 北海道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上二百七十七度の線と同道斜里郡斜里町と同道清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
- (24) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里の点
- (25) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里の点
- (26) 国後島ルルイ岬突端
- (27) 国後島ルルイ岬突端から北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点
- (28) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点
- (29) 北緯四十三度六分九秒東経百四十五度五十九分四十五秒の点
- (30) 北海道根室市落石岬突端正南十七海里の点
- (31) 北緯四十二度五十一分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
- (32) 北緯四十二度五十二分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
- (33) 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十四度五十四分十六秒の点
- (34) 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点
- (35) 北緯四十二度三十九分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点
- (36) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の点と北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度九分四十六秒の点を結ぶ線と北緯四十二度三十九分九秒の線との交点
- (37) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の点
- (38) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点
- (39) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点
- (40) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点
- 四 次に掲げる海域における網口開口板を使用してする沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。
 - イ 北海道稚内市時前埼突端七十五度十二海里の点から同突端七十五度十八海里の点及び樺太西能登呂岬突端を経て時前埼突端七十五度十二海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年十一月一日から翌年五月三十一日まで
 - ロ 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里の点から同道紋別郡雄武町音稲府岬突端北東十六海里の点、同郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里の点、同灯台中心点十三度十八海里の点及び同突端北東二十海里の点を経て音標岬突端北東十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年五月六日から翌年三月四日まで
 - ハ 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点十三度十八海里の点から同灯台中心点七度十五・七海里の点、同道網走市能取岬突端正東五海里の点及び同突端正北東七海里の点を経て同灯台中心点十三度十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年十一月十六日から十月四日まで
- ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から同灯台中心点正南二十海里の点、同灯台中心点正南二十海里の点から正東の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中心点百二十七度の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中心点百二十七度の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点と同道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里の

以西底びき網漁業	<p>点を結ぶ線と同道幌泉郡と広尾郡の境界から百六度三十分の線との交点及び襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点を経て同灯台中心点正南十八海里の点に至る線により囲まれた海域 毎年十一月一日から翌年一月十九日まで</p> <p>五 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域において、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けて当該漁業を営む場合においては、以西底びき網漁業の許可を受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。</p> <p>六 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十四度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域においては、成熟がに（腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル未満の雄がに以外のかにをいう。）の採捕は、十一月六日から翌年三月二十日までの期間内は、禁止する。</p> <p>一 長崎県五島市大瀬崎突端から同突端正西十海里の点及び同市嵯峨ノ島頂上正西十海里の点を経て同県北松浦郡小値賀町白瀬灯台に至る線並びに東経百二十八度二十九分五十二秒の線により囲まれた海域における以西底びき網漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 次の基準に適合しない網を使用してする以西底びき網漁業の操業は、禁止する。袋網及び返し網の網目（水に浸し、収縮した後の内径による。以下同じ。）は五十四ミリメートル以上、その他の部分の網目は六十五ミリメートル以上であること。</p> <p>ロ 袋網の長さは、二百目以下であること。</p> <p>三 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域において、以西底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けて当該漁業を営む場合においては、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域の一部が北緯三十六度十一秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域であるものを受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。</p> <p>四 以西底びき網漁業による次に掲げる魚の採捕は、禁止する。ただし、一航海ごとの総漁獲量中それぞれ次の魚種ごとに次に掲げる魚の占める比率が五分の一以下の場合には、この限りではない。</p> <p>イ ふん端から尾びれの末端までの長さが十九センチメートル以下のきぐち</p> <p>ロ ふん端からこう門までの長さが二十三センチメートル以下のたちうお</p>
遠洋底びき網漁業	<p>一 西経百七十五度の線以西のベーリング海（ロシア連邦及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。）の海域における遠洋底びき網漁業による体長六十六センチメートル未満のオヒョウの採捕は、禁止する。</p> <p>二 北緯十度の線以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるニシンの採捕は、禁止する。</p> <p>三 赤道以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるズワイガニの採捕は、禁止する。</p> <p>四 北西大西洋条約海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事実上、目を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。</p>

大中型まき網漁業

五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。
 イ サケ又はマス
 ロ タラバガニ又はアブラガニ

一次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。
 イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域
 ロ 山形県酒田市飛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
 ハ 新潟県岩船郡粟島浦村粟島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
 ニ 新潟県佐渡市佐渡島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域
 ホ 石川県珠洲市祿剛崎突端正北の線以西、同突端から最大高潮時海岸線を福井県丹生郡越前町千飯崎突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の海域のうち石川県及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合三海里（石川県と福井県との最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南、同点から同海岸線を同突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の部分については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分）以内の部分
 ヘ 福井県丹生郡越前町千飯崎突端から同突端正西三海里の点、同点から同県敦賀市立石崎突端に至る線と同県三方郡美浜町特牛崎突端から千飯崎突端に至る線との交点、特牛崎突端、同県三方郡若狭町常神崎突端、同県大飯郡おおい町鋸崎突端北西二海里の点及び京都府舞鶴市毛島北端を経て同府与謝郡伊根町鷺崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（千飯崎突端から正西の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を特牛崎突端に至る線及び同突端北西の線から成る線以東の海域については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分）

ト 京都府舞鶴市毛島北端正北の線以西、同北端から同府与謝郡伊根町鷺崎突端に至る線及び同突端から最大高潮時海岸線を同府と兵庫県の同海岸線における境界点に至る線から成る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち同府の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分
 チ 京都府舞鶴市毛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域
 リ 京都府と兵庫県の最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、同境界点から最大高潮時海岸線を同海岸線における同県と鳥取県との境界点に至る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち兵庫県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分
 ヌ 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県老岐市長者原崎突端、同市老岐島屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線以東の海域のうち鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県の最大高潮時海岸線から沖合八海里以内の部分
 ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県老岐市長者原崎突端、同市老岐島屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分
 フ 長崎県佐世保市高後崎南端から同県西海市金比羅山頂上に至る線及び陸岸により囲まれた大村湾内の海域（ルに掲げる海域を除く。）
 フ 長崎県南島原市早崎鼻突端から同県長崎市権島南端を経て同市野母崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域（ルに掲げる海域を除く。）
 カ 長崎県南島原市瀬詰灯台中心点から熊本県天草市天神山頂上に至る線、同市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県上天草市大矢

野岳頂上に至る線及び同市三角灯台中心点から同県宇城市中神島を経て同市三角岳頂上に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
 ヨ 熊本県天草郡苓北町四季咲岬西端から同西端正西二千五百メートルの点、同町富岡と同町支岐との最大高潮時海岸線における境界点正西二千五百メートルの点、同県天草市恐し瀬正西二千五百メートルの点、同市小ヶ瀬正西五百メートルの点、同市魚貫町と同市天草町との最大高潮時海岸線における境界点正西二千二百メートルの点及び同市魚貫崎西端正西千八百メートルの点を経て同西端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
 タ 熊本県天草市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県上天草市大矢野岳頂上に至る線、同市三角灯台中心点から同県宇城市中神島を経て同市三角岳頂上に至る線、同県天草市牛深港灯台中心点から同市下須島北西端に至る線、同島南東端から鹿児島県出水郡長島町長崎鼻灯台中心点に至る線及び同町大崎突端から同県阿久根市瀬崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
 レ 鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合四千米以内の海域（タに掲げる海域を除く。）
 ソ 鹿児島県薩摩川内市天狗鼻突端から同突端正西四千米メートルの点及び同県日置市久多島頂上を経て同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）
 ツ 鹿児島県薩摩川内市帽子山頂上から同県日置市久多島頂上に至る線と同県薩摩川内市犬辻鼻西端から同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線との交点を中心とする半径千米メートル以内の海域
 ネ 鹿児島県南九州市穎娃町別府と同市知覧町南別府との最大高潮時海岸線における境界点から同境界点正南の線と同県南さつま市坊ノ岬灯台中心点から同県肝属郡南大隅町佐多岬灯台中心点に至る線との交点を経て同灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）
 ナ 北海道根室市納沙布岬灯台中心点から南東の線以南、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を同道幌峯郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東の線から成る海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合一万メートル以内の部分
 ラ 大分県津久見市楠屋鼻突端から同市沖無垢島東端、同市高甲岩東端、同県佐伯市蒲戸崎東端正東千米メートルの点、同市先ノ瀬頂上、同市鶴御崎東端九十六度千米メートルの点、同市芹崎東端、同市深島東端正東二千米メートルの点、同東端及び同島西端を経て同県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
 ム 宮崎県串間市都井岬灯台中心点から鹿児島県肝属郡肝付町火崎突端に至る線及び陸岸に囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）
 ウ 沖縄県島尻郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同県国頭郡国頭村瀬嵩灯台中心点正東二万メートルの点、同県南城市久高島灯台中心点正東二万メートルの点、同県糸満市荒崎突端正南二万メートルの点、同県島尻郡久米島町西銘崎突端正西二万メートルの点及び同郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域
 フ 沖縄県宮古島市池間島灯台中心点正北二万メートルの点、同市東平安崎突端正東二万メートルの点、同県八重山郡竹富町波照間島灯台中心点正南二万メートルの点、同郡与那国町西崎突端正西二万メートルの点、同町馬鼻崎突端正北二万メートルの点及び池間島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

<p>東シナ海等かじき等流し網漁業</p>	<p>かつお・まぐろ漁業</p> <p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。</p> <p>三 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>四 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>五 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。</p> <p>六 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>七 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。</p> <p>八 東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>九 東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。</p> <p>十 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁止する。</p> <p>十一 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。</p> <p>十二 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。</p> <p>十三 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>十四 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業による体長六十センチメートル未満のかじきの採捕は、禁止する。</p> <p>十五 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。</p> <p>十六 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。</p> <p>十七 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。</p>	<p>へ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点と北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点を結ぶ線と東経百四十一度五十九分四十七秒の線との交点</p> <p>ト 北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点</p> <p>三 北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十七秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>四 かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ又はよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>東シナ海等かじき等流し網漁業によるさけ、ます又はうみがめ類の採捕は、禁止する。</p>
<p>北太平洋さんま漁業</p>	<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>	<p>十八 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。</p> <p>十九 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>二十 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめの採捕は、禁止する。</p> <p>二十一 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十二 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるあおざめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十四 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度の点に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十度西経三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>二十五 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十六 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>二十七 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以西、西経十度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>二十八 北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。</p>

ずわいがに漁業

いか釣り漁業

三 東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。

イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域

ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十九度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域

漁業

一 次に掲げる海域におけるいか釣り漁業の操業は、禁止する。

イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域

ロ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山下通航潮流信号所から福岡県北九州市門司崎灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域

(1) 長崎県長崎市野母崎突端

(2) 長崎県長崎市野母崎突端正西の線と東経百二十七度五十九分五十二秒の線との交点

(3) 長崎県対馬市神埼灯台

(4) 山口県萩市見島北灯台

(5) 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御碕灯台北西三十海里の点とを結ぶ線と山口県萩市見島の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち北に位置するもの

(6) 島根県出雲市日御碕灯台北西三十海里の点

(7) 島根県隠岐郡知夫村知夫里島灯台

(8) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台北北三十海里の点とを結ぶ線の延長線と島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から沖合二十海里の線との交点のうち東に位置するもの

(9) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点

(10) 石川県加賀市加佐岬灯台北西二十五海里の点

(11) 石川県輪島市舩倉島灯台北西二十海里の点

(12) 石川県輪島市舩倉島灯台北北二十海里の点

(13) 石川県珠洲市禄剛灯台北北二十海里の点

(14) 石川県珠洲市長手崎灯台北正東二十海里の点

(15) 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台

(16) 新潟県佐渡市姫崎灯台

(17) 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台北西五海里の点

(18) 山形県酒田市飛島灯台北西五海里の点

(19) 秋田県男鹿市入道崎灯台北西七海里の点

(20) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎灯台北西七海里の点

(21) 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台北西六海里の点

(22) 青森県北津軽郡中泊町小泊岬北灯台北西七海里の点

(23) 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台と北海道松前郡松前町白神岬灯台とを結ぶ線の中心点

(24) 青森県東津軽郡今別町高野崎灯台北北五海里の点

(25) 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点

(26) 青森県むつ市大畑港北防波堤灯台北北東三海里の点

(27) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台北北三海里の点

(28) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台北正東三海里の点

(29) 青森県下北郡東通村白糠灯台北正東三海里の点

(30) 青森県下北郡東通村白糠灯台北正東三海里の点二百度の線と同県上北郡の最大高潮時海岸線との交点

ハ 長崎県対馬市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合五海里以内の海域並びに青森県下北郡東通村尻屋崎灯台から沖合六・八海里以内の海域（ロに掲げる海域を除く。）

ニ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市沢崎鼻灯台北西の線以北、同市関岬北西の線以南の海域（ロ及びハに掲げる海域を除く。）

ホ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域

(1) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界

(2) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点

(3) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点と同道函館市白尻港北防波堤灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点

(4) 北海道函館市恵山岬灯台北北東五海里の点

(5) 北海道函館市恵山岬灯台南東六海里の点

(6) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点

(7) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点と同道北斗市葛登支岬灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点

(8) 北海道磯部郡知内町矢越岬灯台北正東六海里の点

(9) 北海道松前郡松前町白神岬灯台と青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台とを結ぶ線の中心点

(10) 北海道松前郡松前町小島灯台

(11) 北海道松前郡松前町小島灯台北北の線と最大高潮時海岸線上同道松前、檜山両郡界正西の線との交点

(12) 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台北西八海里の点

(13) 北海道久遠郡せたな町帆越岬突端正西四海里の点

(14) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西十二海里の点

(15) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西二十海里の点

(16) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界北西二十海里の点

(17) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界

ヘ 北海道松前郡松前町小島の周囲最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）

ト 北海道松前郡松前町大島の周囲最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域

チ 北海道奥尻郡奥尻町奥尻島の周囲最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）

リ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）

(1) 北海道天塩郡の最大高潮時海岸線上北緯四十五度八秒の点

(2) 北緯四十五度四十分八秒の線と北緯四十五度四十九分四十六秒の点

(3) 北緯四十五度四十分八秒の線と北海道稚内市宗谷岬灯台北北東の線との交点

(4) 北緯四十五度四十分八秒の線と北海道稚内市宗谷岬灯台北北東の線との交点

(5) 北海道稚内市時前崎突端正東十三海里の点

(6) 北緯四十四度五十六分七秒東経百四十二度五十二分二十四秒の点

(7) 最大高潮時海岸線上北海道枝幸、紋別両郡界四十三度三十分二・二海里の点

(8) 最大高潮時海岸線上北海道紋別郡興部町、紋別市境界北東二・二海里の点

<p>別表第五(第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十七條、第六六條、第七七條関係)</p> <p>区域</p>	<p>一 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二條1に規定する海域</p>	<p>(9) 北海道紋別市紋別灯台と同道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里の点とを結ぶ線上紋別灯台五海里の点</p> <p>(10) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里の点</p> <p>(11) 北海道北見市常呂岬突端正北一・六海里の点</p> <p>(12) 北海道網走市能取岬灯台北東一・六海里の点</p> <p>(13) 北海道網走市網走港東防波堤灯台南東二・二海里の点</p> <p>(14) 北海道網走市網走港東防波堤灯台南東二・二海里の点と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点</p> <p>(15) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里の点とを結ぶ線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点</p> <p>(16) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里の点</p> <p>(17) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西一・三海里の点</p> <p>(18) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西二・三海里の点</p> <p>(19) 北緯四十六度八秒東経百四十六度四十七分四十四秒の点</p> <p>(20) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点</p> <p>(21) 北緯四十五度三十分九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点</p> <p>(22) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十七度二十九分四十五秒の点</p> <p>(23) 北海道根室市納沙布岬灯台南南東三十海里の点</p> <p>(24) 北海道根室市納沙布岬灯台南南東三十海里の点</p> <p>(25) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界正南二十海里の点</p> <p>(26) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界</p> <p>二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年十一月一日から十二月三十一日までの期間中は、禁止する。</p> <p>イ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界</p> <p>ロ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界百六度三十分二十海里の点</p> <p>ハ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台南南東三十海里の点</p> <p>ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台南西三十海里の点</p> <p>ホ 北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台南西十七海里の点</p> <p>ヘ 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点</p> <p>ト 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界</p> <p>三 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市関岬突端北西の線以東、同市弾崎突端北東の線以西の海域(第一号ハに掲げる海域を除く。)におけるいか釣り漁業の操業は、毎年五月二十日から七月二十日までの期間中は、禁止する。</p> <p>四 南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年七月一日から十月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p>
---	---	--

<p>上欄に掲げる区域内に立ち入ることができる者</p> <p>漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二條3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者</p>	<p>二 ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一條に規定する海域</p> <p>三 漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一條に規定する海域</p> <p>四 漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域</p> <p>五 漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二條1に規定する海域</p> <p>六 マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第一條に規定する海域</p> <p>七 海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定前文に規定する海域</p> <p>八 漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定前文に規定する海域</p> <p>九 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一條に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域</p> <p>十 漁業に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定前文に規定するセネガル共和国に接続する二百海里水域</p> <p>十一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下この項において「協定」という。)第一條の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、次に掲げる線から成る線以西の水域(協定附属書IIの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。)</p> <p>イ 協定第七條1に規定する線</p> <p>ロ 協定第九條1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線</p>	<p>ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定に基づいてキリバス政府の許可を受けた者</p> <p>漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四條に定められたソロモン政府の発給した許可証を有する者</p> <p>漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p> <p>かつお・まぐろ漁業を営む者であつて漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二條1に定められたオーストラリア政府の許可を受けた者</p> <p>マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第四條に定められたマーシャル政府の発給した許可証を有する者</p> <p>日本国の漁船がモロッコ王国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためモロッコ政府の発給した許可証を有する者</p> <p>漁業に関する日本国政府とトゥヴァル政府との間の協定第四條に定められたツバル政府の発給した許可証を有する者</p> <p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第三條に定められたロシア政府の権限のある機関が発給した許可証を有する者</p> <p>日本国の漁船がセネガル共和国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためセネガル政府の発給した許可証を有する者</p> <p>協定第四條1に定められた大韓民国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>
--	---	--

<p>ハ 協定第九条2の(1)の線 ニ 協定第九条2の(2)の線 ホ 協定第九条2の(3)の線</p>	<p>協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>														
<p>十二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(以下この項において「協定」という。)第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域 イ 北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ロ 北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ハ 北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の(a)の点に至る直線 ニ 協定第七条1の(a)の点から(e)の点までを順次に直線で結ぶ線 ホ 東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度四十四秒の線</p>	<p>船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等の大きさ</p> <table border="1"> <tr> <td>船体の長さ</td> <td>船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等の大きさ</td> </tr> <tr> <td>25メートル以上</td> <td>縦1メートル以上</td> </tr> <tr> <td>20メートル以上25メートル未満</td> <td>縦0.8メートル以上</td> </tr> <tr> <td>15メートル以上20メートル未満</td> <td>縦0.6メートル以上</td> </tr> <tr> <td>12メートル以上15メートル未満</td> <td>縦0.4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>5メートル以上12メートル未満</td> <td>縦0.3メートル以上</td> </tr> <tr> <td>5メートル未満</td> <td>縦0.1メートル以上</td> </tr> </table>	船体の長さ	船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等の大きさ	25メートル以上	縦1メートル以上	20メートル以上25メートル未満	縦0.8メートル以上	15メートル以上20メートル未満	縦0.6メートル以上	12メートル以上15メートル未満	縦0.4メートル以上	5メートル以上12メートル未満	縦0.3メートル以上	5メートル未満	縦0.1メートル以上
船体の長さ	船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上の信号符字等の大きさ														
25メートル以上	縦1メートル以上														
20メートル以上25メートル未満	縦0.8メートル以上														
15メートル以上20メートル未満	縦0.6メートル以上														
12メートル以上15メートル未満	縦0.4メートル以上														
5メートル以上12メートル未満	縦0.3メートル以上														
5メートル未満	縦0.1メートル以上														
<p>別表第六(第32条の2、第35条関係) 信号符字等を表示する場所 船体の両げん側又は船橋の両側面に表示する信号符字等の大きさ</p>	<p>甲板上に表示する信号符字等の大きさ</p>														
<p>別表第七(第五十六条関係) 船舶の総トン数 海域</p>	<p>色</p>														
<p>総トン数 百二十ト ン未満</p>	<p>白色</p>														
<p>イ 北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域(漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。)</p>	<p>白色</p>														
<p>ロ 北緯五十度西経百五十度の点 南緯四度西経百五十度の点</p>	<p>白色</p>														

<p>別表第八(第五十九条、第九十七条関係) 港内又は海域</p>	<p>ハ 南緯四度西経百三十度の点 ニ 南緯二十五度西経百三十度の点 ホ 南緯二十五度東経百五十五度の点 ト 南緯十一度三十分東経百二十九度の点 チ 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 リ 南緯十度東経百十三度二十八分の点 二 前号に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)を除く海域</p>
<p>別表第七(第五十六条関係) 船舶の総トン数 百二十ト ン以上</p>	<p>朱色 船橋の周囲を一メートル幅で帯状に塗装すること</p>
<p>大西太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内</p>	<p>一 転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関に登録された運搬船(東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあっては、我が国が登録に関し必要な情報を提出したことにより登録されたものに限る。以下この表において「登録運搬船」という。)以外の船舶に転載しないこと。 二 転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行ったことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。)の写しを当該転載終了後十五日以内(東部太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあっては、五日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下この表において「行政機関の休日」という。)の日数は、算入しない。)以内)に農林水産大臣に提出すること。 三 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>
<p>大西太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内</p>	<p>一 くるまぐるを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐる類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。 二 大西太平洋条約海域(北緯五十度の線以北の海域を除く。)において採捕したあおざめを転載しないこと。</p>

中西部太平洋条約海域 (キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。)、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	<p>一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>二 転載を行う海域を管轄するまぐろ等地域漁業管理機関のオペレーターが乗船する運搬船以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>三 転載申告書の写しを当該転載終了後五日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)以内(中西部太平洋条約海域において転載する場合にあつては、十五日以内)に農林水産大臣に提出すること。</p> <p>四 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>
大西条約海域	<p>一 くるまぐろを転載しないこと。</p> <p>二 大西条約海域(北緯五度の線以北の海域を除く。)において採捕したあおざめを転載しないこと。</p>

別表第八の二(第三十条の二、第九十七条の二関係)
港内又は海域
転載に係る制限

北太平洋条約海域	<p>一 北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>二 北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオペレーターが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>三 北太平洋漁業委員会が定める書面であつて当該転載を行ったことを申告するもの(以下この表において「転載申告書」という。)の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。</p> <p>四 転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。</p> <p>五 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>
北太平洋条約海域以外の港内又は海域	<p>一 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオペレーターが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。</p> <p>二 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあつては、転載申告書の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。</p> <p>三 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあつては、転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。</p> <p>四 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。</p>

別表第九(第七十七条、第七十九条関係)
届出漁業

沿岸まぐろはえ縄漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本の排他的経済水域を除く。)
小型するめいか釣り漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)から成る海域

暫定措置 水域沿岸漁業等	<p>一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条1に定める海域</p> <p>二 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域</p> <p>三 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域</p> <p>四 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十分五十四秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域(第二号に掲げる海域を除く。)</p>
-----------------	---

別表第十(第八十二条関係)
届出漁業
制限又は禁止

沿岸まぐろはえ縄漁業	<p>一 別表第四の沖合及び網漁業の項第一号イに掲げる水域における沿岸まぐろはえ縄漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 沿岸まぐろはえ縄漁業によるくるとがりざめ又はよこれの採捕は、禁止する。</p> <p>三 沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>四 沿岸まぐろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>
------------	--

別表第十一(第八十三条関係)
小型するめいか釣り漁業
別表第四の沖合及び網漁業の項第一号イに掲げる水域における小型するめいか釣り漁業の操業は、禁止する。

次各号に掲げる海域以外の海域	<p>一 別表第一のくじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域</p> <p>二 別表第一の東シナ海等くじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域</p> <p>三 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の(1)の点から(18)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>(1) 北海道函館市恵山岬突端</p> <p>(2) 北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点</p> <p>(3) 青森県八戸市鯨角突端正東三十五海里の点</p> <p>(4) 岩手県宮古市(とど)ヶ崎突端正東十海里の点</p> <p>(5) 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点</p> <p>(6) 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点</p> <p>(7) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点</p> <p>(8) 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点</p> <p>(9) 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点</p> <p>(10) 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点</p> <p>(11) 福島県いわき市塩屋崎灯台正東二十五海里の点</p> <p>(12) 茨城県ひたちなか市磯崎突端正東二十五海里の点</p> <p>(13) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点</p> <p>(14) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点</p> <p>(15) 千葉県いすみ市太東崎突端正東三十海里の点</p> <p>(16) 千葉県南房総市野島崎灯台南正南十五海里の点</p> <p>(17) 千葉県南房総市野島崎灯台南正南三十海里の点</p> <p>(18) 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点</p>
----------------	--

別表第十二(第八十八条関係)
水産動植物
禁止区域

ひめうみがめ(その卵を含む。)	北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域		
おさがめ(その卵を含む。)	北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域		
じゅごん	北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域		
別表第十三(第九十四条関係)			
鯨	禁止区域		
しろながす鯨	赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域		
及び赤道以南の海域			
ほつきよく鯨	北緯四十五度の線以北の海域		
こく鯨	赤道以北の太平洋の海域		
すなめり	北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域		
別表第十四(第一百一条関係)			
区域	成熟がにの雌雄の区分	期間	
A海域(別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう。)	雌がに	一月二十一日から十一月五日まで	
B海域(別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう。)	雄がに	三月二十一日から十一月五日まで	
C海域(別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう。)	雌がに及び雄がに	六月一日から九月三十日まで	
D海域(別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう。)	雌がに	周年	
E海域(別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう。)	雄がに及び雌がに	周年	